



EBC

聖域なき改革の支援

日本の商環境に関する EBC 報告書
2001 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 桑澤ビル 2 階

Tel: 03-3263-6222 Fax: 03-3263-6223

E-mail: ebc@gol.com ホームページ: <http://www.ebc-jp.com>

聖域なき改革の支援

日本の商環境に関する EBC 報告書

2001 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

EBC は下記の在日商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Enterprise Ireland
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Italian Chamber of Commerce in Japan
The Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Business Forum
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Ms. Isabelle Hupperts (Belgium/Luxembourg)

Vice-Chairmen:

Mr. Rainer Zoubek (Austria)
Mr. Ian Carroll (Britain)
Mr. Vagn Heiberg (Denmark)
Mr. Erik Ullner (Finland)
Mr. Jean-Francois Thomas (France)
Mr. Dieter Pfeiffer (Germany)
Mr. Fabrizio Fanesi (Italy)
Mr. Wolter Veenhoven (Netherlands)
Mr. Jan Vilhelm Koren (Norway)
Mr. Tommy Kullberg (Sweden)
Mr. Andre Zimmermann (Switzerland)

Executive Director:

Ms. Alison Murray

Policy Director:

Mr. Casey Sedgman

Assistant to the Executive Director:

Ms. Hiroko Suzuki

Communications Manager:

Ms. Yoko Hijikuro

EBC について:

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 13 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、欧州企業が日本で通商・投資を展開する上でのよりよい環境を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在 3,000 を超しているが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約 360 社が、EBC の産業別委員会および小委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください:

欧州ビジネス協会
〒102-0075
東京都千代田区三番町 6-7
桑澤ビル 2 階
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

聖域なき改革の支援 日本の商環境に関する EBC 報告書 2001 年

著者・編集者：Casey Sedgman

© 2001 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 桑澤ビル 2 階

電話：03(3263)6222

Fax：03(3263)6223

Eメール：ebc@gol.com

ホームページ：http://www.ebc-jp.com

目次

会長からのメッセージ.....	4
事務局長からのメッセージ.....	5
はじめに.....	8
ビジネス関連	
e-コマース.....	12
知的財産権.....	14
法律サービス.....	16
税金.....	18
消費財	
化粧品.....	22
切花.....	24
酒類.....	26
金融サービス	
資産運用.....	30
銀行業務.....	32
保険.....	34
証券.....	36
医療・衛生	
動物用医薬品.....	40
診断薬.....	42
医療機器.....	44
医薬品.....	46
産業	
航空.....	50
自動車.....	52
自動車部品.....	54
建設.....	56
防衛.....	58
環境技術.....	60
産業用材料.....	62
宇宙.....	64
運輸・通信	
航空会社.....	68
海運.....	70
電気通信サービス.....	72
電気通信機器.....	74
補遺	
Special Sponsors.....	78
Sponsors.....	80
EBC Executive Operating Board.....	81
EBC Committee Chairmen.....	82
National Chambers.....	84





会長からのメッセージ

この度欧州ビジネス協会（EBC）が本書「日本の商環境に関する EBC 報告書 2001 年」を作成いたしましたのは、日本でビジネスを行う欧州企業に影響を及ぼす未解決の問題を特定することによって現下の改革プロセスに支援を提供するためです。本書は、EBC の諸委員会の分野専門家や加盟企業が有する豊かな実務的経験や見解・勧告などを参考にして、主要 27 分野における日本のビジネス環境の現状について最新の評価を提示しています。

欧州企業が直面している課題は、日本企業の場合とおおかた同じです。すなわち、停滞した経済成長にどう対処するか、競争がますます激化する市場環境においてどのようにして事業効率を改善させるか、IT 革命等の新動向にどう対応するか、といった課題です。

そして日本の経済諸団体と同様、EBC は、日本で活動する企業にとっての環境改善のためにできることはまだまだたくさんあると感じています。EBC は、改革にかける小泉内閣の明白な意気込みを支援し、日本政府に対し 現下の改革プロセスの一環として本書で特定された優先課題に取り組むことを要望します。

この機会に、EBC のセクター別委員会の活動を支えるべく、時間をさき、ご尽力を頂いている EBC 会員の皆様に御礼申し上げます。皆様方がそれぞれの分野で積まれた経験に基づく貴重なご意見、ご提案のご提供なしには、本書を作成することはできませんでした。

さらにまた、専門知識のご提供および EBC の活動のご支援をいただいております駐日欧州委員会代表部および在京の各 EU 加盟国大使館にも御礼申し上げます。

多数の EBC 会員から惜しみないご寄付をいただきましたことは特筆に値するものであり、お名前を本書に掲載させていただくことで謝意を表させていただきます。

イサベル・ユペルツ

会長
欧州ビジネス協会

事務局長からのメッセージ



欧州ビジネス協会（EBC）はユニークな機関です。さまざまな貿易・市場アクセス問題に関しては統一の立場をとりながらも、欧州各国の多種多様な利害と強く結びついた企業群を代表しています。

日本における 13 もの欧州各国の商業会議所やビジネス協会の通商政策部門として、EBC は、3,000 を超える欧州企業を代表して、日本政府や産業団体と通商上の問題に関する対話を続けています。

EBC の活動がイサベル・ユペルツ会長に率いられていることは、この上なく幸運なことです。ユペルツ会長が、日本とのビジネス、文化両面における幅広い関わりを通して獲得された深い洞察と理解こそ、この国で欧州企業の利益を推進する EBC の活動を指揮する上できわめて有益であることが証明されています。



EBC が幸運な理由がもう一つあります。それは、26 の産業別委員会の委員長と 360 超の委員のご熱意とご尽力から原動力を得ているということです。このような熱心な皆様の知識や経験のご提供がなければ、本書を作成することはできなかったでしょう。

このような大規模プロジェクトを成し遂げることは大変なことでした。特に、プロジェクト・マネジャーとして、本書のための調査、執筆、資料編集などいくつもの仕事を見事にこなされたケーシー・セジュマン氏のご尽力は賞賛に値するものです。同氏のご功労のお陰で、日本におけるビジネスに影響を及ぼす優先課題に取り組むための重要な参考資料として役立つ本書を提供することができました。

本書の出版にあたりご協力を賜りました関係者御一人御一人に心より感謝の意を表します。本書が日本経済および日本で活動する欧州企業双方の成長と発展に大きく貢献することを祈念しております。

アリソン・マリー

事務局長

欧州ビジネス協会

はじめに

はじめに

「改革」は日本政府の新しい合言葉である。欧州ビジネス協会（EBC）は、日本で活動する企業が目下直面している多数の難題に取り組むための官民双方の努力を支持・支援する。欧州企業は日本において長い歴史をもち、日本経済の回復と継続的な発展に深い関心がある。多くの欧州諸国も近年同様の経済的変貌を遂げており、EBCはこの経験を分かち合うあらゆる機会を歓迎する。

問題点：



- 構造改革** 小泉新内閣は、医療、財政政策、都市再開発、企業のリストラといった主要分野における抜本的な改革を約束した。EBCは、2001年6月26日に閣議で了承された日本の構造改革のための経済財政諮問会議の青写真〔「骨太の方針」〕など、公式の政策声明で述べられているこうした改革の目標を支持する。しかしEBCは、特殊法人の民営化、不良債権問題の解決、公共事業支出の再分配、さらなる規制緩和の推進を目指した政策の成否が、既得権益を打破して有意義な改革を実現する日本政府の能力に大きく依存するとも感じている。これは容易ではないだろう。EBCは日本政府に対し、ビジネスと社会の利益のために、改革の追求面で気を緩めることがないよう要望する。
- 規制改革** 規制改革は小泉新内閣の重要な政策課題となっている。旧規制改革委員会は内閣府のものと公式諮問会議〔総合規制改革会議〕へと格上げされ、その権限委託範囲は、教育や環境といった分野を含むまでに拡大された。EBCは、橋本内閣のもとで始まった規制改革プロセスが成果を生み始めつつあることを喜ばしく感じている。保険や電気通信といった分野では目立った改善が見られており、EBCは、日本流の「ノーアクションレター」制度（法令適用事前確認手続）の政府全体規模の導入等の構想を心強く思っている。とはいえ、EBCは、なすべきことはまだたくさんあると感じている。製品の販売承認をとりつけることはより容易になっているとはいえ、依然として欧州の場合よりも長い時間とより多くのコストがかかる。日本の規制制度が透明性と明瞭性をあくまで欠いている点も、企業がビジネス決定の結果を正確に予測することをきわめて困難にしている。

はじめに（続き）：

規制制度の透明性と明瞭性を高め、製品承認プロセスの効率を向上させ、国際的な基準や慣行との整合性を高め、真に競争的な市場環境を推進するためには、規制改革が依然として急務である。これによって企業は、規制面の決定の結果を予測して、革新的な新製品を日本市場に素早く効率的に導入しやすくなるだろう。

- **法制改革** 継続的な改革プロセスをサポートするためには、日本は強力な法環境を整備しなければならない。これは、2001年6月に発表された司法制度改革審議会（JRC）の最終報告書に盛り込まれたメッセージだった。EBCは、とりわけ民事裁判プロセスの効率化、情報開示法の改善、弁護士・裁判官の大幅増員、司法権限の強化を求めるJRCの提案を支持する。EBCは日本政府に対し、ますます国際化する環境の中でビジネスを行うために必要な総合的リーガル・サービスを企業が利用しやすくするために、法曹界内部の障壁を撤廃することを要望する。JRCの提案は可及的速やかに実現されるべきである。
- **商法改革** 日本の商法に関しても大規模の改正が予定されており、実施された暁には、日本のコーポレート・ガバナンス（企業統治）慣行は劇的に変化するだろう。EBCは、企業取締役会の社外取締役の役割を拡大する提案を心強く思う一方で、その他の改正案が外国企業の差別につながることを懸念している。たとえば株式交換は依然、国内移転に限定される公算が大きい。これは外国企業が日本市場において買収・合併機会を追求する能力を深刻に妨げることになる。EBCは、改正案によれば、無限責任パートナーシップへの参加者に課せられるものと同じ債務弁済責任が外国会社の日本における代表者に対して課されることも憂慮している。これは、外国企業が日本でビジネスを行うことを困難にするだけでなく、改革本来の目的である国内債権者の保護面でも効果をもたないだろう。
- **税制改革** 日本の法人税制度は抜本的な変革の時代を迎えている。2001年度には企業組織再編税制が導入され、2002年度には連結納税制度導入が予定されている。EBCはこうした改革の根底にある原則を支持する一方で、こうした重要な変革が実業界との十分な協議なしに実施されることのないよう勧告する。連結納税制度案を含む法人税改革は、何よりもまず企業のリストラ活動を支援すべきであり、また、企業に付加的な税負担を負わすべきではない。



はじめに（続き）

- **医療改革** 日本の医療改革は衰えることなく続いている。人口の高齢化と財政面の制約は、医学的診断、医療機器、処方薬への政府支出をも含めた、医療制度の全面的な見直しを日本政府に余儀なくさせている。この改革プロセスの進行に伴って、EBCは、日本における良質の医療提供面で革新的な新製品が果たす重要な役割を認識し続けることを日本政府に要望する。企業が新製品をタイムリーかつ効率的に導入できるよう、製品承認プロセスの改善がなされるべきである。政府によって定められる償還価格は、個々の技術の経済的および臨床的便益も十分に反映すべきである。
- **財政改革** 不良債権と焦げ付き融資の問題は現内閣の改革努力の中心を占めている。不良債権問題の永続は日本経済に重くのしかかっているだけでなく、日本の金融制度に対する信頼も著しく損なってきた。EBCはこの問題によりやく対処する現政府の明白な決意を支持するとはいえ、緩慢な実現プロセスが、金融庁の設置以来勝ち得てきた日本の規制当局の信頼性を損ないつつあることを警告する。
- **年金改革** 日本政府は先頃、企業年金制度を抜本的に改革する法律を成立させた。この新しい法律は、現行の確定給付制度を補い、個人がより積極的に老後に備えて貯蓄する、確定拠出（DC）年金制度を導入する。しかしEBCは、こうした改革が効果的に実施されないのではと懸念している。一つには、根底にある一般年金制度が明瞭性を欠くとともに、制限的積立要件に悩まされているためである。DC制度自体に関して言えば、EBCは、税控除額があまりにも低く設定されていること、雇用者側の上乗せ拠出（matching contribution）が認められないこと、個人が定年の60歳になる前に積立金を引き出すことができなくなることを懸念している。
- **労働市場改革** 新内閣は、今後5年間で500万人の新規雇用を創出することを目標に、日本の労働市場改革を約束した。EBCでは、これを実現するためには、再教育とさらなる規制緩和を通じて労働移動性を確保することにいっそうの重点を置くべきだと感じている。原則的にEBCは、労働法と入国管理法を通じて企業が国境の内外を問わず人的資源を効率的に割り当てることができるようにすべきであると考えている。効率向上のために、ビザおよび労働許可制度の見直しがなされるべきである。EBCはとりわけ、再入国許可制度を廃止し、投資家/経営者ビザに関する最低投資額要件をさらに緩和すべきだと感じている。



ビジネス

関連

e-コマース
知的財産権
法律サービス
税金

For more information, contact:

Mr. Jim Pitchford
Chair, E-Commerce Committee
(Executive Director, Cable & Wireless IDC)

C/O Cable & Wireless IDC
CS Bldg. 17 Fl.
5-20-8 Asakusabashi, Taito-ku, Tokyo
〒111-8061 JAPAN
Phone 03-5820-5504
Fax 03-3861-9708

e-コマース

e-コマース（電子商取引）は、急速に、世界経済の一大勢力になりつつある。e-コマースが成長し続けるにつれ、日本および世界中でe-コマースの発展に影響を与える構造基盤（インフラストラクチャー）、統治（ガバナンス）、機密保護、コンテンツ、消費者の信頼といった領域における問題に取り組む必要性がますます増すことになる。

問題点：



- インターネット・アクセス・コスト** e-コマースの成長は、法人および個人顧客両方にとって低廉なインターネット・アクセスが入手可能か否かに依存する。日本ではこのところコストが低下しつつあるとはいえ、モバイル接続などの分野において更なる改革がなされるべきである。

提言： EBCは、アクセス・サービスの提供面、および電気通信インフラ（インターネットバックボーン）の整備面の競争促進を継続することを日本政府に要望する。相互接続料金をさらに値下げすべきであり、ローカル・ループのさらなるアンバンドリングを確保するための具体的な措置を実施すべきである。

- インターネット販売規制** EBCは、日本政府が電子署名と独立認証手続の使用を支持する立場を採択したことを歓迎する。しかしながら、いくつかの法律・規制面の障害は特定の産業分野におけるe-コマースの発展を阻害し続けている。

提言： EBCは、保険や航空業界といった分野におけるインターネット販売活動の規制緩和を継続するよう日本政府に要望する。併せて、電子署名認証に対するグローバルなアプローチの展開において国際社会と協力するよう日本政府に要望する。

- ISPの責任** 日本政府は目下、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）の責任問題を扱う法律を起草している。EBCは、この問題を取り巻く法律問題を明確化する努力を支持する一方で、掲載を許しているコンテンツが生み出す価値や損害に対してISPに責任を負わせる案が日本におけるインターネット・サービス提供の将来にとって重大な妨げとなることを懸念している。

提言： 原則的にEBCは、仲介業者のISPではなく、直接の違反者に責任を負わせるべきだと考えている。日本におけるインターネット・サービスの提供に不当な重荷を負わせることのないよう、明確な通知・削除手続およびデータ開示ガイドラインを策定すべきである。

背景:

EBC E-Commerce Committee Member Companies

Absolutis Global Web Agency
Adcore Japan
Barclay Capital Japan
BT Japan
Cable & Wireless IDC
Coface Japan
DaimlerChrysler Japan
France Telecom Japan
Haarmann, Hemmelrath & Partner
Japon Net
Netprotections
Nippon Ericsson
OneWorld
Skandinaviska Enskilda Bank
STMicroelectronics

e-Japan

日本政府は、2005年までに日本を世界最先端のIT国家にすることを目標に謳う野心的な「e-Japan」戦略に着手している。2005年までに、政府はとりわけ、3,000万世帯にインターネットへの高速アクセスを提供すること、および行政手続の大半をオンラインで実行できるようにすることを目指している。EBCは、2001年3月に発表されたe-Japan重点計画の基本原則を支持する。しかしながら、このプログラムの成否は、重点計画の提案実現にかける現政府の熱意に大きく依存する。

インフラへのアクセス

e-Japan重点計画は、e-コマースと新しい情報通信技術の発展をサポートするために、低廉で信頼できる高度な電気通信インフラを整備する重要性を明確に認識している。最近の動きとしては、非対称規制や、企業がNTTの光ファイバー・ネットワークへのアクセス、ADSLサービスの開発、DoCoMoの人気あるiモード・メニューへのアクセスをより容易にするその他の措置を導入した電気通信事業法（TBL）の改正がある。とはいえ、NTTの優位は、日本における低廉な高帯域インターネット・アクセスの発展を阻害し続けている。相互接続料金の引き下げ、ローカル・ループのアンバンドル、光ファイバーその他のネットワークへのアクセスの確保、インターネット関連事業面の活動（たとえばLモード）を内部補助するNTTの能力の制限のために、さらに多くの措置が必要とされる。

ユーザーの信頼の促進

日本や世界中におけるe-コマースの発展は、ユーザーの信頼に大きく依存する。EBCは、消費者の信頼確保を目指した先般の日本政府の構想を支持する。e-コマース取引に際して消費者を保護することを目的とした法律が先頃導入され、経済産業省（METI）はe-コマース紛争の処理を助けるための裁判外紛争処理メカニズムの設置を提案している。

知的財産権

日本における「サイバースクワッティング」紛争の増加に応じて、先頃、不正競争防止法が改正された。この改正は、違反容疑を調査するより大きな権限を公正取引委員会に与え、商標侵害に対する損害賠償を請求する権利を企業に与えるものである。EBCは、ISPおよび電子市場プロバイダが最近、グローバル・ビジネス・ダイアログ・オン・e-コマース（GBDe）等の団体が打ち出した勧告に沿ってノーティス・アンド・テイクダウン（通知・削除）手続を採用することにより前向きになっていることにも満足している。

法環境

日本では、電子署名は今や、紙ベースの取引と同じ法的地位を有している。Eメールで送られる確認通知も今や認められている。これらはきわめてポジティブな動向であるとはいえ、EBCは、日本におけるe-コマースの発展にとっての、明確で一貫性ある法環境の重要性を強調したい。仲介者責任やISPの責任といった問題は、e-Japan重点計画で認識されているとおり、依然明確化が必要である。法環境が、権利保有者の利益と、インターネット・サービスの効率的提供とのバランスをとることが重要である。

規制緩和

EBCは、日本における電子商取引環境の自由化を目的とするいくつかの実際的提案を盛り込んだ、旧規制改革委員会が2000年に発表した報告書を断固支持する。しかしながらEBCは、それぞれの規制管轄権に影響を及ぼす問題に関して種々の省庁内部でこれらの提案が巻き起こした反対の嵐には落胆させられた。2005年までに世界最先端のIT国家になるという目標を日本が達成するつもりなら、こうした態度は改める必要がある。

知的財産権

科学技術やソフトウェアの急速な発展と日本経済への編入に伴い、知的財産権の保護が日増しに重要となっている。このように日本経済にとって知的財産権の保護の重要性が増していることを認識した日本政府は、知的財産権取得の申請プロセスの改善や、法律の適用に近年力を入れている。EBCはこうした動向を心強く思うとともに、日本政府に対し以下の問題点への取り組みを継続するよう要望する。

問題点：



- **法的手続** 司法制度改革審議会（JRC）は2001年6月に、特に知的財産権問題に関係した開示や司法効率といった分野でさらなる改善を図るよう勧告する意見書を発表した。JRCは、日本の特許法の最近の改正にもかかわらず、権利者が対象物権を特定して侵害のあったことを立証することは依然困難であるとした。特許には狭い範囲の保護しか与えられておらず、侵害の証拠収集は困難であることが判明している。

提言：EBCは、特許権者が侵害が疑われる場合に情報を入手するための司法上または行政上の手段の強化を特に優先し、些細な変更からの保護を実現するために意匠クレームの解釈を拡大し、知的財産権問題に対処する裁判所の能力を拡充するというJRC提案を早急に実現するよう日本政府に促す。

- **水際規制** 日本国税関は日本への輸入品を差し押さえる権限をもつ唯一の機関である。欧州とは異なり、権利者も、権利侵害者として訴えられている被告も、原則的に税関の決定には介入できない。このプロセスには（司法ではなく）行政手続が適用されるため、権利者が情報を取得したり日本国外の模倣者を追跡することは困難である。

提言：模倣品と疑われるものを日本の水際で差し押さえるための手続は、より透明性の高い司法プロセスによるべきである。税関の責任と仕事を軽減するために、立証責任は輸入業者と権利者の間で分担されるべきである。EBCは、権利侵害の疑いのある商品を単に送り返す（拒絶する）という慣行をやめるとした、先頃の税関決定を重要な第一歩として歓迎する。

開示規則

従来、開示法と証拠収集手続が不十分であったせいで、権利者が侵害を特定し立証することはともにきわめて困難となっていた。この問題を認識して、日本政府は、文書提出命令の拡充や、積極否認の特則の新設といった、侵害の立証を容易にすることを旨とした措置を2000年1月に実施した。

こうした改正にもかかわらず、侵害行為のあった旨を権利者が立証することは依然として難しい。

司法制度改革審議会は証拠収集手続のさらなる改良の必要性を特に指摘しているが、EBCはこれを全面的に支持する。

損害認定額

知的財産権賠償請求における損害認定額は、侵害の経済的打撃を適切に反映すべきである。日本では必ずしもそうになっておらず、損害認定額の低さは権利侵害が権利者にもたらした経済的打撃をめったに反映しない。

しかし、一つには1999年1月の特許法改正の結果として、これは徐々に変化しつつあるようである。損害認定額は、特許権使用料ベースの方式から利益ベースの方式へと移行し、公平な第三者（計算鑑定人）が損害の計算に必要な文書を査閲して損害計算に必要な事項を裁判所に報告するという、鑑定人制度が設けられた。

司法制度の強化

新民事訴訟法は、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪両地方裁判所に競合管轄を認めた。司法制度改革審議会はさらに、知的財産権の専門的知見を有する裁判官の増員、技術専門家である裁判所調査官の増員、専門委員制度の導入、知的財産権関係訴訟事件に関しての、東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化などにより、東京・大阪両地方裁判所の専門部の専門的処理体制を一層強化すべきであると提言した。EBCは、これらの提言を支持し、これらの方策を可及的速やかに実施するよう日本政府に要望する。

弁理士

知的財産権問題を取り扱う弁理士が日本に少ないことが以前と同様EBCの懸念事項である。2000年の弁理士法改正が弁理士業の範囲を大幅に拡大したことは認めるものの、厳しい行動規範は依然、弁理士が法廷で依頼人の代理を務めることを妨げている。ここでもEBCは、弁理士が特許問題に関する侵害訴訟において依頼人の代理を務めることができるようにすべきだとする司法制度改革審議会の提言を支持し、計画どおり2002年4月1日にはこの件に関する改革が実施されることを期待する。

意匠の解釈

日本の裁判所は依然として、意匠・不正競争防止法のもとでの意匠の類似性を解釈するにあたりきわめて狭い見方をとっており、法律の本義である有効性を奪い取る結果を招いている。些細な変更があるだけで、模倣品はデッドコピー（丸写し）と認定されることを免れる。意匠の解釈に対する司法当局の全般的姿勢が変わらない限り、模倣からの効果的な保護は達成されないであろう。

法律サービス

経済の自由化、規制緩和及び国際化を受け、国境を超えた包括的な法律サービスに対する需要は増加の一途をたどっており、それに対応するためには日本の法律基盤は今後も益々発展し続けなければならない。しかし、外国の弁護士と日本の弁護士との提携・協働の自由に対する制限を始めとする構造的欠陥は、日本における総合的な法律サービスの提供を阻害し続けている。「司法制度改革審議会（JRC）最終報告書」で推奨されている多くの事項は、これらの点に具体的に取り組んでおり、EBC法律サービス委員会も日本政府に対して上述の改革を迅速に実行するよう促している。

問題点：



- **提携・協働の自由** 日本で事業活動を行う国際企業のニーズが益々高まっているにもかかわらず、単に保護主義的な理由から、現行法のもとでは、日本の弁護士と、外国の弁護士資格を有し日本で登録している弁護士（以下、「外国法事務弁護士」）とが自由に提携・協働する（例えば、統合されたパートナーシップによって）ことは妨げられている。また、日本の弁護士は外国法事務弁護士を自由に雇用することができるが、不平等かつ不公平にも、外国法事務弁護士は日本の弁護士を雇用することができない。他の先進法域でそうであるように、日本でも日本の弁護士と外国の資格を有する弁護士が同じ法律事務所で活動できるようになれば、より優れた法律サービスをクライアントに提供することができるであろう。

提言：日本の弁護士と外国法事務弁護士による提携・協働の自由に関するすべての禁止事項は完全に撤廃されるべきであり、また、双方の弁護士とも、原資格国を問わず有資格弁護士を日本で平等に雇用できるようにすべきである。

- **公平な取扱い** 原資格国ではない国の法律について日本でクライアントにアドバイスを行う際、外国法事務弁護士には日本の弁護士よりもさらに多くの制限が課せられている。その点において現行法は、明らかに差別的でありクライアントの利益を考慮しているものではない。また、国際的な法律事務所は、複数にわたる法域に関する法律アドバイスや総合的な法律サービスを提供する面で日本の弁護士よりも明らかに豊富な経験を有しているにもかかわらず、日本の弁護士と外国法事務弁護士に課せられている義務の程度の差異は、クライアントに日本の弁護士を使用するよう強いるために設けられているものであるように思われる。

提言：外国法事務弁護士は差別を受けることなく法律業務を行えるべきであり、第三国の法律を取り巻く規則等、正当な理由なく外国法事務弁護士にのみ課されている規則はすべて撤廃されるべきである。

背景：

EBC Legal Services Committee Member Companies

Allen & Overy
Ashurst Morris Crisp
Clifford Chance
Dalpayrat Foreign Law Office
Freshfields
Haarmann, Hemmelrath & Partner
Komatsu, Koma & Nishikawa
Kioichi Sogo Law Office
Laurent Dubois Foreign Law Office
Linklaters & Alliance
Lovells, Tokyo Office
Sonderhoff & Einsel
Tokyo Aoyama Law Office

提携・協働の自由

EBCは、2000年6月に日本政府に提出された「JRC最終報告書」の基盤をなす意向を支持する。

また、法曹人口の大幅増員、より効率的な民事訴訟手続の設定及び法曹養成制度の抜本的見直し等の提言に加え、JRCが、日本における総合的な国際法律サービスの発展と提供を促進するため、日本人弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働関係の見直しを提言したことに対してもEBCは非常に満足している。EBCは、これが、明らかに最善の解決法とは思われない特定共同事業制度の改正で終わらないことを期待する。

特定共同事業は、日本の弁護士と外国法事務弁護士との緊密な提携の必要性について日本の弁護士及び日本政府がまだ漠然とした認識しか有していない時に導入されたものである。しかし、特定共同事業の件数の増加を見れば、日本における国際的な法律サービス市場が急速に変化しているのは明らかである。したがって、弁護士（日本の弁護士及び外国の資格を持つ弁護士の両方）及びクライアントにとってさらに有益となるように、そのような変化に対応できる法律が必要である。

特定共同事業を形成することでそのような競争的なニーズやクライアントの要求に対応してきた日本の弁護士及び外国法事務弁護士は、差別的な制約を障害とするのではなく、パートナーとして（そのように選択した場合）日本の他の弁護士事務所と平等な土壌で競うべきであり、将来性のあるキャリアやライフスタイルを提供することによって優秀な若手日本人弁護士が自由に競争できるようにすべきである。

EBCは、特定共同事業制度が廃止され、日本の弁護士と外国の資格をもつ弁護士による提携・協働が完全に自由化され、1つの事務所において法律サービスを提供することができるようになれば、クライアントへのサービスの質は遥かに向上するであろうと考えている。また、事業上のニーズへの対応とは別に、同じ弁護士事務所働く異なった法域の資格を持つ弁護士の間に相互的な信頼や敬意が生まれることとなり、最高の国際的水準の法律業務に触れる機会が日本の弁護士に与えられることにもなるであろう。

外国法事務弁護士の資格取得

外国の弁護士資格を有する若手の弁護士が日本で働くことを奨励するような制度を支援し、彼らが容易に外国法事務弁護士の資格を取得できるような規則が必要である。現在、外国の弁護士資格をもつ弁護士は、3年間の弁護士経験を有していることが外国法事務弁護士資格取得の要件となっているが、日本での勤務年数はたった1年しかその期間に加算されない。

このような制限は明らかに差別的且つ反競争的なものである。これによって外国の法律事務所は年長の弁護士の雇用を余儀なくされることから非常に経費がかさみ、また、若手の弁護士に外国法事務弁護士資格を取得させるには、取得要件を満たすために彼らを2年間日本国外に勤務させねばならない。

外国の資格を有する弁護士が資格法域の法律に関して日本で法律サービスを提供してきた場合、そのすべての年数が、外国法事務弁護士資格取得の要件である3年間に含まれるべきである。

税制

日本の法人税制度は抜本的な変革の時代を迎えている。2001年度には企業組織再編税制が導入され、2002年度には連結納税制度導入が予定されている。EBCはこうした改革の根底にある原則を支持する一方で、こうした重要な改革が透明性ある協議プロセス（すなわち十分な情報開示や実業界との協議）を通じて進められるべきであるとも感じている。このようなプロセスを欠けば、来るべき連結納税制度のような問題について現実に即した評価と論評を行う大きな妨げになる。

問題点：



- **連結納税** EBCは、企業の再編成を促進するために2002年度までに連結納税制度を実現することが焦眉の急であることを強調する。しかしながら現案が、連結納税制度の対象として全額出資子会社のみを予定していることや、予想される税収の減少を穴埋めするために未実現グループ利益に対する新税の導入を求めていることは残念である。

提言：

1. 複雑に統合された企業の間で完全な所有関係を達成することが不可能な状況に対処するために、連結納税制度案のもとでの持株割合の要件は100%を相当下回るものとすべきである。
2. 連結納税会計に含めるために親会社の出資比率が100%まで引き上げられた企業の未実現の不動産・証券利益に対して新税を課す計画は撤廃されるべきである。

- **企業組織再編税制** EBCは、1999年の商法改正に伴って可能となった、（株式交換を含む）企業組織再編を支援する2001年4月に施行された新しい税法を歓迎する。

提言：

1. 納税者が、意図された再編成が租税回避防止・事業継続要件に適合しているか否かについての正式の事前照会を行うことができるようにすべきである（下記の「事前照会」も参照のこと）。
2. 税務目的では、外国株式がからんだ企業組織再編も純国内取引と同じに扱われるべきである。日本の商法では、目下、外国株式がからんだ株式交換は認められていない。

税制 問題点 (続き) :

EBC Tax Committee
Member Companies

Aventis
BASF Japan
Bayer
Ciba Speciality Chemicals
DaimlerChrysler Japan Holding
GCCIJ
Haarmann, Hemmelrath & Partner
Henkel Japan
KPMG Peat Marwick
Loyens & Loeff
Mazars Japan
Mitsubishi Motors Corporation
Nippon Boehringer Ingelheim
Novartis Pharma
Dalpayrat Foreign Law Office
Philips Japan
PricewaterhouseCoopers
Sonderhoff & Einsel
White & Case

3. 企業合併における暖簾の認識は、新法では排除されているが、二重課税の危険を回避するため維持されるべきである。

- **移転価格** EBCは、2000年9月の租税特別措置法関係通達の発布により、日本の移転価格税法とOECDのガイドラインとのギャップが縮まったことを認識している。たとえば、許容可能な利益分割法として、「残余利益分割法」と「比較利益分割法」が導入された。さらに、利益分割法の基礎は、以前の通達では単に「収入」であったのに対し、今や「法人及び国外関連者に生じた営業利益の合計額」とされている。

しかしながら欧州企業から聞いたところでは、移転価格調整の基礎として、秘密の比準法が日本の当局によっていまだに使用されているという。こうした慣行は許容できない。企業は移転価格調整の正確性を確認することができず、追徴課税による罰則に従わざるを得ない。たとえ納税者が善意により行動したことを当局が認めたとしても、この罰則は撤回も軽減もされ得ない。

2000年9月の通達の実施に伴って移転価格算定方法がいくぶん改善されたが、日本の移転価格税法とOECDの原則の間の、算定方法面、実務上のガイダンス面、課税面のギャップは、下記の提言に沿ってさらに縮められるべきである。

提言 :

1. 移転価格の調整は、納税者にもアクセスできる情報のみに基づき行われるべきであり、課される罰則については納税者の行為の有責性に応じたものとすべきである。
2. 日本の移転価格算定規則は次のように改正されるべきである。a) 一貫した基準に基づく複数年データの使用を許し、移転価格事前確認制度 (APA) と税務監査の間の一貫性を保証する。b) 現状のような製品類似性ではなく、機能とリスクに重点を置きつつ、移転価格算定方法の基本三法 (CUP法 (独立企業間価格比準法)、RP法 (再販売価格基準法)、CP法 (原価基準法)) を適用する。c) 移転価格は所定範囲のほぼ中間であることに固執せず、一定範囲内の移転価格を許容する。

- **欠損金の繰越** 1990年代全般にわたり日本の企業は厳しい経済環境におかれてきた。EBCは、企業組織再編税制 (上記参照) において、EBCの2000年の白書の提言の1つだった適格再編成の場合の欠損金の引き継ぎに関するガイダンスが提供されたことを歓迎する。EBCは日本政府に対し、すべての損失についての十分な救済の確保面で企業を支援することによって日本の景気・投資環境を改善するために、可能なあらゆる手を打つよう要望する。

提言 : 税務上の欠損金は、現行の5年限度ではなく、無限に繰り越せるようにすべきである。

税制 問題点（続き）:

- **給付課税** 外国の年金制度に加入している日本在住の外国人は、給付が拠出時に発生するものと仮定して課税がなされる。日本在住の外国人は退職後に再び課税される公算が大きいため、これは一種の「二重課税」につながるが多い。有利な税率でのストック・オプション収入への課税を見込んだ先頃の法改正は日本企業の株式にしか適用されない。これは外国企業の社員（外国人と日本人の両方）にとって不利である。

提言：日本の「適格退職年金制度」に類似した特徴をもつ外国年金制度は、同等のものとみなして、日本の年金制度と同様の扱いを受けるべきである。同様に、ストック・オプションの優遇税率は、いかなる国で発行された株式にも適用されるべきである。

- **事前照会** 特定の税務状況に関する明確で拘束力あるガイダンスの欠如は、日本で活動する欧州企業にとって悩みの種となってきた。したがってEBCは、企業が日本での商業活動に適用される規制環境の中を渡って行く手助けとして、正式の明確化・事前照会プロセス（いわゆる「ノーアクションレター」制度）を設けるとする、2001年3月に発表された日本政府の構想を支持する。EBCは、国税庁がこうした、より広範な政府政策構想に沿った新しい「文書回答」ガイドラインをこのほど導入したことに注目している。EBCは、これをきわめてポジティブな動きと感じている。こうした改革の実現は、以下の分野に的を絞るべきである。

提言：この新制度のもとで受け取られる回答は、関係当事者に対する法的拘束力を持ち、一種の先例となるべきである。EBCは、回答を一般に公開する国税庁の意向を歓迎する一方で、いかなる時にも納税者の機密が維持されるよう強く主張する。この改革の範囲は、明確化の要求のみならず、企業の再編成を始めとする特定の取引についての明示的な事前照会をも含むよう拡大されるべきである。処分が事件の関連事実を正確に反映していないと納税者が感じる場合には、何らかの不服申立手段が提供されるべきである。最後に、EBCは、こうした新しいガイドラインによって、関心のある問題について納税者が明確で拘束力のあるガイダンスを実際に受けやすくなっていることを確認するために、この改革の実施状況を頻繁に監視するよう要望する。

- **納税者保護** 納税者の機密保持に関する権利はOECDによって明示的に確認されている。しかしながら、日本においては納税者と税務当局による論争がしばしば報道されている。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護される情報の「漏洩」については、そうした情報開示が納税者の事業にとってつねに有害であることから、深く憂慮している。その一方、税金問題を扱った処分に関する情報が容易に入手できないため、一般公衆は関連情報にアクセスすることができない。

提言：日本政府は、いかなる状況においても納税者の秘密を十分に保護するために現行の法律を厳しく適用すべきである。納税者とその事業の機密保持を尊重しつつ、あらゆる処分に関する情報を自発的かつ定期的に一般に提供すべきである。



消費財

化粧品
切花
酒類

For more information, contact:

Mr. Lionel Requillart
Chair, Cosmetics Committee
(Vice President & Representative Director,
Pierre Fabre Japon K.K.)

C/O Pierre Fabre Japon K.K.
6-8-8 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 〒151-8573
JAPAN
Phone 03-3589-3631
Fax 03-3589-3820

化粧品

化粧品をめぐる日本の規制環境は根本的な変化を遂げた。今後はあらゆるメーカーに、日本市場の高い要求に応えられる革新的製品の開発に挑む機会が与えられることになる。EBCはこの規制改革の基本姿勢を心から支援しているが、日本の規制を国際基準に整合させて、すべての関係当事者に公平な形で実施できるようにするためには問題はまた山積している。EBCはまた、医薬部外品カテゴリーの範囲でも規制緩和が進められることを切望して止まない。

問題点：



- **規制改革：医薬部外品** 化粧品関連の規制改革を目指した新たな努力が医薬部外品にまで及ばなかったことについて、EBCは残念に思っている。分類基準が今なおあいまいである上に、各製品カテゴリーに使用が認められている成分の数は極端に限られており、新有効成分の承認を得るのも甚だ困難である。

提言：EBCは厚生労働省に対し、化粧品分野における最近の規制改革と同様の姿勢をもって、医薬部外品の分野でも認定成分の透明性を高めると同時に、新有効成分の申請登録に関する規制緩和、新規化粧品成分の使用許可、並びに、全成分表示の実施に踏み切るように、強く要請する。加えて、EBCは厚生労働省が1999年に約束した医薬部外品の一部を化粧品として分類しなおすことを実現するよう重ねて要請する。

- **規制改革：化粧品** 2001年4月に成立した規制改革案は大いに歓迎するが、EBCとしてはその実施に関して危惧の念を抱いている。

提言：EBCは厚生労働省に対し、次のとおり要請する。

1. 欧州委員会(EC)の規制機関および科学諮問委員会(SCCNFP)と連絡をとり、新しいポジティブリストとネガティブリストを調和させる。リサイクルマークについても同様の措置が望まれる。
2. ヨーロッパの関係当局と調整して、ポジティブリストへの新成分登録承認に関し、相互に納得のできる安全標準を設定する。
3. 新法のもとに認められたプロダクトイノベーションの趣旨に沿って、メーカーの責任で行える製品の能書き表現の自由化をさらに押し進める。
4. 新法をすべての関係当事者に公平な一貫した形で実施、施行する。特に、新法が非合法的輸入業者に抜け穴を提供するような事態は回避しなければならない。あらゆる輸入業者が確実に新法を遵守するような透明性の高い監査制度を制定し、成果をインターネットで公開することが望まれる。

背景：

化粧品の新たな規制環境

2001年4月、ヨーロッパの現行規制制度と類似の枠組みを導入する新法が発効した。これにより、諸成分の使用規制が緩和され、製品安全性の責任はメーカーや輸入業者に移行し、限定されたポジティブリストとネガティブリストが作成された上に、すべての製品容器上に漏れなく全成分表示を日本語で行うことが義務づけられた。EBCはこうした改革姿勢を全面的に支援しており、新たな規制環境があらゆるメーカーに、日本市場の高い要求に応えられる革新的製品の開発に挑む機会を提供するものとなるという感触を得ている。

その一方で、EBCは3つの新しいポジティブリストが網羅する内容が、適用カテゴリー(保存剤、光線フィルター、コール・タール色素)こそ同じであるものの、ヨーロッパのそれとはかなり異なっていることに懸念を抱いている。そのため、ヨーロッパの化粧品メーカーは、今後も日本市場向けの製品については特別に組成変更を続けて行かなければならないことになりそうだ。これらのリスト内容の調和をできる限り早急に図るよう要請する。

リサイクルマークについても同様の措置が望まれる。これには厚生労働省と欧州委員会の規制機関との緊密な協力が必要となろう。

残念ながら、新しいポジティブリストへの新成分追加登録を少しでも簡易化するような改革は行われなかった。EBCは日本が欧州連合(EU)と協力して、新成分登録承認に関し、相互に納得のできる安全標準を設定することを、改めて促すものである。

最後に、日本で許可される能書き表現の幅は、2000年4月1日から見れば拡大されたものの、依然として制約が多く、新法により許可されたはずのプロダクトイノベーションをほとんど反映していない状態であり、結果として製品の差別化ができていない状況が続いている。

EBCは新しい規制改革が断行されなければ、法を遵守しない輸入業者に非合法活動を許す抜け穴が発生するのではないかと危惧している。改革は一貫した透明性の高い形で実現されねばならない。すべての当事者が新制度のもとでは自分に何が求められるかを承知しておく必要がある。

医薬部外品の規制改革：停滞したプロセス

EBCはまた、日本国民の健康に対する関心が高まる中で重要な存在となりつつある医薬部外品のカテゴリーに化粧品規制改革の趣旨が及ばなかったことを極めて遺憾に考えている。医薬部外品カテゴリーは、殺虫剤や殺鼠剤、生理用ナブキン、店頭販売(OTC)のドリンク剤などの化粧品以外の品目に加えて、デオドラント、タルカムパウダー、育毛剤、脱毛剤、ヘアカラー、入浴剤、薬用化粧品(美白製品など)、薬用歯磨剤、洗口剤など幅広い種類の製品により構成されている。

残念ながら、医薬部外品(QD)の各カテゴリーに使用が認められている成分の数は著しく限定されている上に、ある種の有効成分および添加物を含有する製品が何をもってして医薬部外品として分類されるのかという論理があいまいである。さらにまた、このカテゴリーにおいて新成分の承認を得るのが多大なコストと時間を要するプロセスであることは折り紙付きである。ヨーロッパと米国では化粧品と見なされている多くの製品が、日本では医薬部外品として取り扱われ、化粧品を遙かに凌ぐ制約を受けている。これが、日本の消費者に新しいテクノロジーを提供する上での大きな障壁となっているのである。最近の規制緩和措置により化粧品には使用が認められることになった成分の中にも、医薬部外品に使用すると厳しい精査を経なければならないものが存在する。

EBC Cosmetic Committee Member Companies

Beaute Prestige International Japan
Chanel
Clarins
Elle International
Estee Lauder
Guerlain
Nihon L'Oreal
Nippon Lever
Nivea Kao
Parfums Christian Dior (Japan)
Parfums Givenchy
Parfums Nina Ricci Japon
Pierre Fabre Japon
Schwarzkopf
Sephora AAP Japan
The Boots Company Japan
Wella Japan
Yves Saint Laurent Parfums

For more information, contact:

Mr. Jos van der Valk
Chair, Cut Flower Committee
(Managing Director, Greenwings Japan)

C/O Greenwings Japan
Ena Azabudai Bldg.
1-9-19 Azabudai, Minato-ku, Tokyo
〒106-0041 JAPAN
Phone 03-3560-7413
Fax 03-3560-7416

切花

制限的な植物検疫法規、限られた検査能力、高額な空港設備使用料などの非関税障壁により、日本への切花の輸入は制限されている。EBC切花委員会は日本の切花市場に大いなる可能性を見ているものの、植物検疫制度と空港インフラストラクチャーが根本的に改善されない限り、輸入増は望めそうもない。

問題点：



- **植物検疫法規** 制限的な植物検疫法規が植物衛生製品の輸入の大きな足かせとなっている。最近、植物検疫法が改正されたものの、日本は依然として病害生物と無害生物の区別を十分に行っていない。

提言：日本の非検疫生物リストの枠を広げて、切花に見受けられるすべての無害生物を含めるべきである。EBCは日本政府に対し、現在出荷停止原因の80-90%を占めている主要害虫(ダニ、アブラムシおよびアザミウマ)に検疫対象を絞ることを勧告する。

- **破格の空港設備使用料** 先頃行われた日本公正取引委員会の調査では、成田空港における燻蒸および倉庫のサービス提供者が独占禁止法第3条(不当な取引制限)に違反して、価格設定と仕事配分に関する談合行為を行っている結論された。

提言：EBCは日本公正取引委員会の調査と警告を歓迎すると共に、これが将来、燻蒸、倉庫および冷房コストの引き下げにつながることを期待している。

- **検査・取扱い設備** 日本の大半の国際空港にある設備は、切花やその他の生鮮品を大量に扱うには不十分である。ここ数年で検査能力は進歩を遂げたものの、改善の余地は今なお大きい。

提言：保税倉庫および発送エリアにはさらなる改善が必要であり、特に最大量の輸入品を取扱う成田空港には徹底した改善が求められる。ピークシーズンの検査能力を高め、午前6時から検査を開始できるようにすることが望まれる。

日本の切花市場

日本の切花市場は世界最大級の規模を誇る。年間消費額はおよそ8千億円に上っているが、家庭用の花の購入量が増加の一途をたどっている折から、一層の規模拡大が見込まれている。EBCは個人消費に切り替わった切花市場に大いなる可能性を見ているものの、大衆市場商品を現在よりも低価格で供給できるようにならない限り、現状からの大きな改善は見られまい。しかしながら、日本の生産者は、例えばオランダの場合のように、切花が長年にわたり産業の特徴であり続けられるほどの経済的規模を持つには至っていない。一方、ヨーロッパの生産者は、低価格花の大量輸入を阻む数々の貿易障壁のために、日本に対するこの優位を生かせずにいる。

主な貿易障壁

切花貿易にとっての最大の障壁は、なんと言っても制限的な植物検疫法規である。理屈の上では、「許容度ゼロ」はGATTウルグアイ・ラウンド協定のSPSの章を根拠として有害と目される生物に適用されるべきと考えられる。1966年には、日本の植物検疫法にリスクアセスメントに関する章が追加された。しかし、実際のところ、日本政府が有害生物と無害生物の十分な区別ないしは実用的な区別を未だ行っていないため、この改正も、これまでのところ、切花輸入に対して何ら影響を及ぼすに至っていない。例えば、アザミウマやアブラムシなどの昆虫は、日本では珍しくない存在であるにもかかわらず、新しい非検疫有害生物のリストに記載されていない。ところが、これらの主要害虫が出荷停止原因の80-90%を占めているのである。日本政府は非検疫害虫を減らすようにというEUの要請をこれまでかなりの期間にわたって検討してきたが、未だ決断を下すには至っていない。

日本の国際空港のインフラストラクチャーにも、何とせよ改善が必要である。燻蒸、冷房および倉庫のコストは世界でも最高レベルにあるが、これはひとつには、空港設備サービスを提供している企業間に事実上競争が無いことに原因している。EBCは、日本公正取引委員会が先頃、成田国際空港の燻蒸設備において慣例のように行われている談合を調査したことが実を結んで、こうした状況に変化が生ずることを望んでいる。この問題に関与している企業がいかなる措置を講ずるか、また、それが輸入業者にとって通関手続地におけるコストの削減につながるか否かを、EBCはしっかりと見届けるつもりである。

空港設備サービスのコストが法外であることに加えて、設備自体も非常に混雑しており、出荷を迅速に捌くには不十分である。到着貨物が検査や通関に回されるまでに3-5時間を要するものも珍しいことではない。これが日本への切花輸入事業に不要なコストを上積みしているのだ。

検査スケジュールの拡充や植物検疫官の増員により空港での検査手続きを改善しようとする最近の試みをEBCは歓迎しており、日本政府がこの方針を貫いてくれることを切望している。最終的には、検査済みの花を通関手続地において再検査する現在の方式が、任意抽出検査制度に代わることを期待している。

その他の問題

現在のところ日本では、最初の入国地点で輸入生鮮品の検査手続きを済ませることになっている。植物検疫検査が行われる別の空港へ密閉容器で空輸して通関手続きを済ませることはできる。しかし、密閉容器でトラック輸送することはできない。これは許可されるべきである。

最後に、植物に対する輸入税は3.7%となっているが、これは日本への切花輸入コストをさらにつり上げるものであるため、EBCとしてはこの輸入税の撤廃を日本政府に促したい。

For more information, contact:

Mr. Michael Sainsbury
Chair, Liquor Committee
(President, Maxxium Japan K.K.)

C/O Maxxium Japan K.K.
40 Mori Bldg., 3 Fl.
5-13-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo
〒105-0001 JAPAN
Phone 03-5401-6260
Fax 03-5472-0511

酒類

1966年に下された世界貿易機構(WTO)の裁定に従って、日本政府はここ4年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げた。EBC酒類委員会と欧州蒸留酒製造者協会の長年にわたる精力的なロビー活動が報われたわけである。EBCは市場参入の改善を確約した日本政府を心から支援すると共に、以下に概説する分野でさらなる進展が見られることを期待している。

問題点：



- **製品の定義** 日本におけるアルコール飲料の定義は実にあいまいである。日本製“ウイスキー”と“リキュール”のブランドの多くは、ヨーロッパでは決してそのような名称で呼ばれることのないものである。こうしたあいまいな定義が日本の製造業者に、地名付きの製品も含めた、国際的に受け入れられている製品仕様を満たさない低価格製品を市場に出すことを許しているのである。これは日本の消費者を惑わすものにほかならない。

提言：日本の製品定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

- **小売免許** 酒類の卸売免許は数種類存在しており、酒類製品のメーカーまたは輸入業者が運営する販売場はそれぞれに免許を取得しなければならないことになっている。日本政府は、2001年1月1日に小売免許間最低距離基準を撤廃することにより、小売環境の規制緩和に踏み切った。

提言：EBCは日本における酒類小売の規制緩和を強く支持するものであり、事業を行うために必要とされる免許数の削減、並びに、改革実施に関する透明性の高い時間枠の設定の2点を要請する。

- **関税** 酒税改革が開始されたにもかかわらず、関税は依然としてヨーロッパから輸入される酒類にとって大きな障害となっている。

提言：EBCは日本政府に対し、有意義かつ首尾一貫した形で税率引き下げを継続し、最終的には輸入酒類の関税を撤廃する方向で努力するよう、強く要請する。

背景：

EBC Liquor Committee Member Companies

Allied Domecq Spirits and Wine
Arran Japan
e.s. Japan
Heineken Japan
Jardine Wines & Spirits
Kirin Seagram
Maxxium Japan
Pernod Ricard Japan

日本の酒類市場

日本の洋風スピリッツ・ワイン市場は世界最大級の規模を誇っており、年間約1億ケース(9億リットル)を捌いている。蒸留酒市場(リキュールを除く)の80%近くを占めているのは焼酎であり、残りの大半はウイスキーとブランデーとなっている。酒税改革によって焼酎とその他の蒸留酒の酒税格差は大幅に縮小したが、ウイスキーやウォッカなどの輸入蒸留酒のマーケットシェアはほとんど変化していない。

輸入品のマーケットシェアが50%を超えている唯一の蒸留酒カテゴリーはワインであり、全体的に見ると、日本へのワイン輸入に関する見通しは依然として大いに明るい。ワインに対する消費者の関心は急激に高まっており、食事に合わせてワインを飲む日本人も増加している。供給者サイドでは、手頃な価格のワインが幅広く登場していることに加えて、小売環境の規制緩和が進みつつあること、品質管理が向上していることが、輸入ワイン市場の市場環境改善に貢献することになる。唯一の危険シグナルは、現在のデフレ環境にあって、ワインの棚卸し価格に強い下方圧力がかかっていることであり、最近の需要の大半は1本千円以下の範囲から生じている。

税制改革

日本の酒税法は過去50年以上にもわたって輸入蒸留酒を差別的に扱ってきた。GATT委員会は1987年、この慣行に不利な裁定を下したが、結局は微々たる改善が見られるにとどまった。EU、カナダおよび米国がこの問題をWTOに委ねたところ、WTOは1996年にこの申し立てを支持した。その結果として、日本はこの裁定以降、輸入ブラウンスピリッツと国産焼酎との酒税格差を600%から僅か3%へと縮小した。ジンやウォッカなどのホワイトスピリッツに関しては、酒税格差は完全に消滅している。

酒税改革はこの業界の状況を大きく一変させた。マーケットシェアを焼酎から取り戻すべく、大半の企業は節税分を消費者に還元している。それが効を奏して、ここ4年間に、日本の蒸留酒市場は世界で最も高価な市場から最も安価な市場へと変貌した。

皮肉なことに、税制改革は輸入蒸留酒のマーケットシェアには大きな影響を及ぼさずに終わっている。成長を示しているカテゴリーは、安価な国産ウイスキー、ホワイトスピリッツおよびRTD(加工酒)のみである。日本において輸入ウイスキーとブランデー(コニャック)に長期的将来性を持たせるには、消費者の需要を刺激すると共に、これらの蒸留酒カテゴリーが持つユニークなイメージ、キャラクターおよび伝統を活かすための、より一層の努力が必要である。

製品定義

日本市場においてヨーロッパブランドのイメージを展開するための重要なポイントのひとつは、ブランデー(コニャック)、ジン、ウォッカ、ウイスキーなどの国際的に取引されている蒸留酒の主要カテゴリーについて、意味ある総称定義を確立させることである。現在、日本における蒸留酒の製品定義基準は実にずさんである。そのお陰で、日本企業は、国際的な製品定義基準を満たさない製品を市場に並べて、生産コストの削減に励むことができている。EBCはまた、日本がボルドー・ワインやスコッチ・ウイスキー、コニャックなどの地名を冠したヨーロッパ産酒製品を認識・保護しようとしめないことにも、危惧の念を抱いている。日本の生産者には、実際に販売する製品とまるで無関係のヨーロッパの地名を付けた製品を市場に出すことが許されている。結局のところ、これは日本の消費者を惑わすものであると共に、ヨーロッパ産酒製品の輸入市場の成長を阻む重大な障壁ともなっている。

金融

サービス

資産運用
銀行業務
保険
証券

For more information, contact:

Mr. Kimisato Nagamine
Chair, Asset Management Committee
(Chairman, Barings Asset Management (Japan)
Limited)

C/O Baring Asset Management (Japan)
Limited
2-11-1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo
〒100-6166 JAPAN
Phone 03-3501-6245
Fax 03-3501-8287

資産運用

専門的資産運用サービスへの無制限のアクセスは、日本の消費者の最大の利益になる。このことを認識して、日本政府は年金基金資産運用制限を廃止して規制環境の効率を向上させる措置をとった。EBC資産運用委員会はこうした展開を歓迎し、下記分野においてさらなる進展が見られることを望むものである。

問題点：



- **郵貯 / 簡保基金へのアクセス** 簡易保険（簡保）および郵便貯金（郵貯）基金の保管者は、投資収益の最大化を図るために専門投資顧問会社を利用することを依然法律で禁じられている。

提言： EBCは日本政府に対し、郵政省によって保有された基金を認可投資顧問会社が運用管理することを妨げているすべての障壁を撤廃するよう要望する。

- **資産運用規制緩和** 投資信託および投資顧問サービスの規制環境は、日本の投資信託商品の効率的な運用を妨げている。

提言： 申告・開示要件の不必要な重複を排除し、不必要な許認可手続を廃止し、プライシング・ルールを国際的なベストプラクティスに沿ったものにするために、日本の資産運用セクターに適用される規制は合理化されるべきである。

- **年金改革** 2001年6月、日本政府は、新しい確定拠出（DC）年金制度の導入を含め、日本の企業年金制度を改革する待望の法律を制定した。この改革の有効性は、最終的には、この法律を活性化させる政省令に依存することになる。

提言： EBCは日本政府に対し、年金改革が効果的な方法で実施されることを保証するために、しっかりとした事前の備えを設けるよう促す。投資顧問会社は、郵政省によって保有されているものを含む確定拠出資産プールへの全面的で非差別的なアクセスを与えられるべきである。

背景：

EBC Asset Management Committee Member Companies

ABN AMRO Asset Management
Baring Asset Management
BNP Paribas Asset Management
Commerz International Capital Management
Credit Agricole Asset Management
Credit Lyonnais International
Credit Suisse Asset Management
Deutsche Asset Management
Gartmore Investment Management
HSBC Asset Management
ING Asset Management
Jardine Fleming Investment Trust & Advisory
Meiji Dresdner Asset Management
Merrill Lynch Investment Managers
Pictet Asset Management
PPM Asset Management
Rothschild Asset Management
Schroder Investment Management
UBS Asset Management Japan
West LB Asset Management

マーケットアクセス

政府の規制緩和構想の結果として、投資顧問会社（IAC）は今や、適格退職年金制度、厚生年金基金、共済組合基金を含むすべての投資ファンドへの比較的自由的なアクセスを享受している。EBCはこうした展開を大いに歓迎するとともに、これが資産運用実績の改善につながるものとみている。IACの専門知識の利用が法律で禁じられている、日本に残された最後の大規模投資プールである郵貯および簡保基金などの運用もまた自由化されるべきである。

規制改革の推進

規制改革はIACにとっての近年のマーケットアクセス機会拡大に確かに貢献しているとはいえ、規制環境は依然、日本における投資信託および投資顧問サービスの効率的な運用を妨げている。たとえば：

- 投資信託の運用と投資顧問サービスは実質的にあまり異ならないとはいえ、それぞれの業務は、別個の許認可・申告・顧客情報開示要件をもつ別個の法律によって規制される。これは事実上、行政手続の重複である。これらの規制を整理し資産運用業務に適用される法律を一本化すれば、こうした重複は容易に回避できるだろう。
- IACが海外の関連会社からの商品とサービスのプロモーションを行うためには認可を取得する必要がある。この認可取得には6ヶ月以上もかかる場合がある。この手続に適用される規則を緩和すべきである。
- 信託銀行は目下、投資顧問一任業に携わることを認められていない。信託銀行の活動は信託契約に基づく委託業務に限定されており、信託契約は保管者の役割を引き受けることを信託銀行に義務付けている。この規制は、明確に規定された期限内で緩和されるべきである。

年金改革

日本政府は先頃、企業年金制度を抜本的に改革する法律を成立させた。この新しい法律は、現行の確定給付制度を補って老後のための貯蓄面で個人により積極的な役割を与えるために、確定拠出（DC）年金制度を導入する。しかしEBCは、こうした改革が効果的に実施されないのではと懸念している。一つには、根底にある一般年金制度が明瞭性を欠くとともに、制限的積立要件に悩まされているためである。DC制度自体に関して言えば、EBCは、税控除額があまりにも低く設定されていること、雇用者側の上乗せ拠出（matching contribution）が認められないこと、個人が定年の60歳になる前に積立金を引き出すことができなくなることを懸念している。また、郵政省保有のものを含みDC資産を管理する自由かつ均等な機会をIACが得られるかどうかも懸念している。

ノーアクションレター

3月に発布された閣議決定に呼応して、金融庁は先頃、金融サービス・セクターにおける「ノーアクションレター」制度（法令適用事前確認制度）についてのガイドラインを策定した。これは大いに歓迎すべき展開ではあるが、これもやはり、実施方法の如何に大きく依存する。EBCは金融庁に対し、この制度のもとで受け取る申請に呼応してタイムリーな方法で明確なガイダンスを提供することに重点を置くよう要望する。

For more information, contact:

Mr. Francois de Belsunce
Chair, Banking Committee
(General Manager, Commerzbank,
Tokyo Branch)

C/O Commerzbank, Tokyo Branch
Nippon Press Center Bldg. 2Fl
2-2-1 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku,
Tokyo
〒100-0011 JAPAN
Phone 03-3502-4552
Fax 03-3502-4398

銀行業務

日本の銀行業界の構造改革は、依然として政府の重要な取組課題となっている。永続的な不良債権問題は日本経済に深刻な影響を及ぼし続けている。EBC銀行業務委員会は、日本の金融サービス・セクターの構造改革にかける現内閣の明白な意気込みを歓迎するとともに、これが市場の開放性と効率に寄与するよう期待している。

問題点：



- **構造改革** 不良債権と焦げ付き融資の問題は、再度、政治課題の最上位を占めている。不良債権問題の永続は日本経済に重くのしかかっているだけでなく、日本の金融制度に対する信頼も著しく損なってきた。

提言： EBCはこの問題によりやく対処する現政府の明白な決意を支持するとはいえ、緩慢な実現プロセスが、金融庁の設置以来得てきた日本の規制当局の信頼性を損ないつつあることを警告する。

- **法廷連帯責任・個別責任** 商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案は、外国会社が営業所を設けなくてはならないとの義務付けを廃止するとともに、日本国内の債権者を保護する目的で、外国会社の日本における代表者に対し、無限責任パートナーシップへの参加者に課せられるものと同じ債務弁済責任を課すことを提案している。これは、外国会社が日本における資産に起因する債務を履行することができない場合に、日本における代表者に外国企業と併せて連帯および個別責任を負わせることになる。

提言： この改正は日本における外国企業の経営にとって重大な障害をもたらしかねず、国内債権者の保護改善にはつながらない。EBCはこの改正案に反対する。

- **規制の明瞭性** 今年3月の閣議決定により、政府は金融サービス・セクターにおいて日本流の「ノーアクションレター」制度を導入することを確約した。

提言： EBCはこの展開を歓迎する。しかし、この改革の成功のかぎを握るのは、規制面の問題に関して明確で拘束力あるガイダンスを提供する金融庁の意欲である。

背景：

EBC Banking Committee Member Companies

ABN AMRO Bank
Bank Bruxelles Lambert
Barclays Bank
BNP Paribas
Commerzbank
Credit Lyonnais
HSBC
ING Bank
IntesaBci
Sanpaolo-IMI
Standard Chartered Bank
Swedbank
Westdeutsche Landesbank

金融ビッグバン？

自由化が金融復興につながった英国の場合とは異なり、日本の改革プロセスの特徴は依然、一部の分野で改善が見られる反面、その他の分野が停滞していることだ。金融セクター改革に取り組んで5年近くになるが、日本が自らをワールドクラスの金融センターとみなしうるまでにはまだ多少道のりがある。誇らしげに発表された日本版「金融ビッグバン」は、EBCが期待していた成果にはまだつながっていない。

金融透明性の推進

バランスシートを浄化するための業界闘争として金融庁が強調する問題の1つは、重要な金融情報の十分な開示である。国際会計基準（時価による資産評価を含む）を導入するための最近の措置にもかかわらず、EBCは依然、資産の質や不良債権に関して日本の銀行が提供する情報がいまだ西欧の基準を満たしていないことを大いに懸念している。そのため欧州の銀行は、日本の大手銀行に対してさえ十分な信用限度を設けることを渋っている。日本の銀行は、このために時として金融市場で割増価格を支払うことを余儀なくされる。

規制明瞭性の向上

現行の規則を正確に遵守し、新しい規制動向に十分に備えるためには、規制当局から何を期待されているかを金融機関が明確に理解することが必要不可欠である。不透明な規制の新たな解釈は、明確かつ拘束力のあるガイダンスを提供することに対する規制当局側の消極性と相まって、企業が、コンプライアンス、監査、財務報告、手続組織構成面の新しい要件を満たすことを困難にした。しかし、事態は改善し続けており、EBCは日本政府がこの方向に進み続けることを要望する。金融セクター改革にける政府の意気込みの重要な試金石となるのは、「ノーアクションレター」制度の効果的な実現だろう。欧州の銀行の検査だけでなく、金融庁検査の受け入れも、国際慣行により沿った検査方法の恩恵を受けるだろう。

人為的ファイアウォールの撤廃

銀行業務、証券業務、資産運用業務の人為的な分離を義務付けるファイアウォール規制が存在するため、欧州の総合銀行は、日本では欧州での場合と同水準の総合金融サービスを提供することができない。最近の改革は銀行と証券会社の間のある程度の「兼業」（"double-hatting"）を今や見込んでいとはいえ、根本的な分離は残ったままである。すべてのファイアウォール規制を撤廃すべきであり、企業は統合された形で活動することを認められるべきである。全面的な自由化は、日本の金融市場の近代化を促進し、大企業に恩恵をもたらし、日本の銀行のコスト効率を促進するだろう。

債券市場の規制緩和

EBCは、日本市場で債券売却の登録手続を自由化するためにできることはもっとあると感じている。こうした制限はEUには存在しない。EBCは日本政府に対し、日本の慣行を国際的なベストプラクティスに沿ったものにするを要望する。

BIS資本比率指令と日本の地方銀行

国際決済銀行（BIS）によって定められた資本比率指令の遵守に関しても同じことが言える。日本の地方銀行は、国際基準を相当下回る資本比率に維持することがいまだに認められている。これは、日本国内市場において貸付を行う場合に、欧州の銀行を不利な立場に置く。

For more information, contact:

Mr. Daniel Reichlin
Chair, Insurance Committee
(Deputy Head of Non-Life, Swiss Re
Services Co., Ltd.)

C/O Swiss Re Services Co., Ltd.
Otemachi First Square, West. 9 Fl.
1-5-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo
〒100-0004
JAPAN
Phone 03-3272-2877
Fax 03-3271-0990

保険

規制改革により、日本の保険セクターで活動する欧州企業のビジネス環境は改善されている。商品設計・商品承認プロセスは徐々に規制緩和がなされており、ソルベンシー比率や自己資本妥当性を始めとするきわめて重要な財務データの監視を改善するために適度の措置がとられてきた。EBC保険委員会はこの改革志向の姿勢を歓迎するとともに、下記の分野においてなおいっそうの進展が見られることを期待している。

問題点：



- **商品承認** EBCは、規制当局が新商品の承認に関与する必要がないことを強調したい。なぜなら、競争価格での革新的保険商品の導入を妨げる働きしかないからだ。規制はむしろ、国際的なベストプラクティスに沿ったソルベンシー・マージンと自己資本妥当性のマクロ・レベルの監督に的を絞るべきである（下記参照）。1999年に行われた特定の企業物件に関する通知制度の策定とその後の拡充は、紛れもなく、正しい方向への一歩だったとはいえ、プライシングと保険契約の包括的な規制緩和がまだ必要である。

提言： 事前商品承認に関して残っているあらゆる要件と、金融庁によるプライシングへの関与は廃止されるべきである。

- **監督** 保険契約者に対する義務を履行するためには、保険会社は財務状態が健全でなければならない。生憎、ソルベンシー比率を計算するために日本で用いられる手法は国際的な慣行に適合しておらず、販売に供される商品の安全確実性を顧客が判断することは往々にして困難である。

提言： 会計基準、情報開示慣行、ソルベンシー方式は、認められた国際基準に沿ったものにすべきである。とりわけ、異常災害に関する保険金額参照規定は廃止されるべきである。最終的には、日本当局が好むミクロ・レベルの舵取りを廃止して、ソルベンシー比率や自己資本妥当性といった重要な財務データのマクロ・レベルの監視に監督の的を絞り直すべきである。

背景：

EBC Insurance Committee Member Companies

Allianz
Aoba Life
Aon Risk Services
AXA Direct
AXA Life
GeneralCologne Re
Credit Suisse Life
GAN
Gerling
ING Life
Jardine Lloyd Thompson
Lloyd's
London
Marsh
PCA Life
Royal & Sun Alliance
SCOR
Skandia
Swiss Re Services
Watson Wyatt
Willis
Zurich

利回り引き下げ

近年、生命保険セクターを悩ませてきた一連の破綻を始めとするビジネス環境の情勢変化のため、日本の保険セクターにおける規制環境の改革を求める圧力は依然衰えを知らない。多くの生命保険会社は、契約者に対して保証された利回りが投資収益を上回る時に起こるいわゆる逆鞘に悩まされ続けている。さらなる破綻を未然に防止するために、日本政府は、契約者の支持があるかぎり、保証利回りの引き下げを保険会社に認めることを提案した。原則的にEBCは、これが、保険セクターへの信頼を損なうきわめて危険な先例となるおそれがあると感じている。しかしながら、政府がこの行動方針を追求し続けるのであれば、日本の生命保険市場で活動する外国企業に不利とならないよう、改革を完全に中立なやり方で実施すべきである。

規制改革

EBCは現政府の改革志向の姿勢を歓迎し、これが保険セクターのさらなる改善につながるよう期待している。前ページで述べられている優先課題に加えて、EBCは以下の措置を提言する：

- 金融庁は、認可 / 非認可の定義を明確に規定して、逆の解釈が許容されるあいまいさがない状態ですべての市場参加者が革新に自由に組みあがるようにするオープンな体制を採用すべきである。「ノーアクションレター」ガイドラインの実施は、ガイダンスの明瞭性に目的を絞るべきである。回答は法的拘束力をもつべきである。
- ブローカーとエージェントが同じ保険契約に参画することを妨げている制限を廃止すべきである。
- 保険会社が銀行を通して店頭で自由に商品を販売することを妨げている規制を廃止すべきである。
- 日本政府は、CIIや国際ブローカー・ガバナンス基準といった国際資格を相互認定すべきである。
- 損害保険契約の手数料支払に適用される同じ規則を生命保険契約に適用すべきである。
- 社内代理店によって販売できる商品を制限する規則を廃止すべきである。
- 独立代理店への平等なアクセスを確保すべきである。

消費者保護

日本の保険業界は、保険会社が保険金支払債務を履行できなくなった場合に消費者を保護するために契約者保護基金を設けている。原則的にEBCは、事業を手堅く運営してきた保険会社が別の保険会社の破綻の代償を支払うことを義務付けられるべきではないと感じている。特に、規制当局によるより十分な監督を通じて問題が防止できたはずであるならなおさらである。EBCは、ミクロ・レベルの舵取りをやめて、ソルベンシー比率や、自己資本妥当性、不適切な行動に対する適宜の罰則やタイムリーな制裁措置にバックアップされた適切で近代的な会計慣行といった、マクロ監視へと移行することが最善の方法であると確信している。個々の会社が顧客に対して直接説明義務を負うことを通じて、良好なコーポレート・ガバナンスが促進されるだろう。

簡易保険と住宅金融公庫の民営化

端的に言って、EBCは、日本政府が保険事業に携わるべきではないと感じている。民間部門により提供可能かつ現に提供されている事業サービスの提供面で政府の出る幕はない。したがってEBCは、簡易保険制度を民営化するという現内閣の長期目標を心から支援する。

For more information, contact:

Mr. Andre Zimmermann
Vice-Chair, EBC Executive Operating Board
(Representative Director, Telekurs (Japan)
Ltd.)

C/O Telekurs (Japan) Ltd.
Kakigara-cho F Bldg. 5F
1-28-5 Nihonbashi Kakigara-cho, Chuo-ku,
Tokyo
〒103-0014 JAPAN
Phone 03-3808-2271
Fax 03-3808-2274

証券

日本版金融「ビッグバン」がスタートしてかれこれ5年になる。金融セクターの規制環境が目に見えて改善しているにもかかわらず、生憎、金融ビッグバンの潜在的可能性の多くはいまだ実現されていない。EBC証券委員会は日本政府に対し、下記の問題に的を絞り、原点に立ち返って金融セクター改革に再度本腰を入れて取り組むよう要望する。

問題点：



- **規制の明瞭性** 規制の明瞭性の欠如は依然、欧州の証券会社が多く
の経営上の決定の結果を正確に予測することを妨げている。「ノーア
クションレター」制度（法令適用事前確認手続）が策定されたが、これ
は適切に実施されれば、金融セクターの透明性向上に貢献するはずであ
る。

提言： EBCは日本政府に対し、規制環境の透明性・明瞭性を促進す
ることを目指した改革の実現を継続するよう促す。「ノーアクシ
ョンレター」制度は有意義で一貫性のある形で実現すべきである。

- **ファイアーウォール** ファイアーウォールは依然、欧州の証券会
社が日本においてグローバルで統合された形で事業を運営することを妨
げている。金融庁は目下、銀行と証券会社の間の特定期業務の「兼業」の
承認申請を受け付けており、これは紛れもなくポジティブな展開であ
る。しかしながら、根本的な分割は依然残ったままである。

提言： EBCは日本政府に対し、金融システム内のすべての人為的障壁
（銀行が証券業、証券会社が銀行業を営むことを禁じている証券取
引法第65条を含む）の最終的な撤廃へ向けて努力し、金融サービ
ス会社がグローバルで統合された形で事業を行うことができるように
するよう要望する。その一方、EBCは「兼業」のあらゆる承認申請が
効率的に処理されるよう要請する。

- **JSDA 資格試験** 証券外務員に関する日本証券業協会（JSDA）の
資格試験は英語で受けられるが、内部管理責任者に関してはそうなっ
ていない。

提言： JSDAが実施する内部管理責任者に関する資格試験は英語で受
けられるべきである。

背景：

EBC Securities Committee Member Companies

ABN AMRO Securities
Barclays Capital Japan
BNP Paribas
Cazenove & Co.
Commerz Securities
Credit Lyonnais Securities
CDC Marches
Deutsche Securities
DG Securities
Dresdner Kleinwort Benson
HSBC Securities Japan
Indosuez W.I. Carr Securities
ING Baring Securities (Japan)
Rabobank
RBS Securities
Société Générale Securities
UBS Warburg
West LB Securities Pacific
White & Case

明瞭性・透明性

独立した金融監督庁（現金融庁）（FSA）の創設は、日本の金融サービス・セクターを管理する規制環境の改革における重要な制度面の展開として、EBC証券委員会から歓迎された。しかしながら、不透明な規制の新しい解釈が、明確かつ拘束力のあるガイダンスを提供することに対する新しい規制当局者の消極性と相まって、証券会社がコンプライアンス、監査、財務報告、手続組織構成面の新しい要件を満たすことをきわめて困難にするにつれ、こうした期待はたちまちフラストレーションに取って代わられた。

規制の透明性は、おおかた、日本でビジネスを行う欧州証券会社にとっての主要な問題であり続けているとはいえ、喜ばしいことに、状況は昨年以降いくぶん改善を見ている。たとえば、金融庁の検査マニュアルは今では日本語と英語の両方で提供され、広く流布している。金融庁は先頃「ノーアクションレター」制度のガイドラインも策定したが、これは最前からEBCが求めていた措置である。「ノーアクションレター」制度は確かに規制制度の明瞭性を大幅に高める可能性を秘めているとはいえ、証券業界内には、大雑把な実施方法が改革の価値を深刻に薄めてしまうとの懸念がまだ根強くある。EBCは、たとえばこの制度のもとで受け取る回答が法的拘束力をもたないという点などには失望を禁じえない。

ファイアーウォール規制

ファイアーウォール規制はかねてから、日本における総合的金融サービス業の発展を妨げてきた。こうした障壁は、より大きな銀行業務グループの一部をなしているものが大半を占める欧州の証券会社にとってとりわけ不利となってきた。たとえば証券取引法第65条は、銀行が証券業、証券会社が銀行業を営むことを禁じている。こうした障壁は、金融サービス・グループが事業をグローバルで統合された形で効率的に運営することを妨げるため、「ビッグバン」の精神に反している。

金融庁は先頃、特定業務についての「兼業」措置を実施したが、これは欧州の会社が従来直面していた問題の多くを緩和することになるだろう。欧州からの支持がこの改革の実現に貢献したことにEBCは満足している。

しかしながら、日本の種々の金融サービス機能間にある根本的な分割は依然そのままである。これは業務効率に重大な悪影響をもたらすし、世界的なトレンドにそむくものであることは言うまでもない。たとえば、第65条のベースとなっているグラス・スティーガル法は米国ですでに廃止されている。

欧州の金融サービス会社は、日本において、統合されたグローバルな形で業務を行うことができるべきである。これは関係者すべての利益になる。企業は経営効率向上の恩恵を受け、消費者はサービス改善の恩恵を受ける。日本国内の、ならびにグローバルな報告系統の場合には日本国外の、グループ独立体の間に人為的な障壁を作り出すすべてのファイアーウォールは撤廃すべきである。

JSDA資格試験

JSDAが実施する証券外務員資格試験は現在日本において英語で受けることができるが、内部管理責任者に関してはそうならず、そうした試験はまだ日本語でしか受けられない。これは、一部の個人が人脈だけで分不相応な管理職に抜擢される状況を生んでおり、組織としての弱点につながっている。

医療・衛生

動物用医薬品
診断薬
医療機器
医薬品

For more information, contact:

Dr. Michel Lachaussee
Chair, Animal Health Committee
(President, Meril Japan)

C/O Meril Japan
Inoue Akasaka Bldg. 7F.
1-6-8, Akasaka, Minato-ku, Tokyo
〒107-0052 JAPAN
Phone 03-3585-6584
Fax 03-3586-3076

動物用医薬品

日本における動物用医薬品の承認手続きは依然として、日本の畜産業界、獣医師およびコンパニオンアニマルの飼い主の手元に革新的製品が届くのを阻み続けている。EBC動物用医薬品委員会は、日本政府が以下の提言に沿った規制緩和と国際的基準調和を確約してくれることを強く望むものである。

問題点：



- **製品承認およびバッチリリースに関する規制** 日本における制限的な製品承認手続きは、新製品を市場に出すのに要する時間とコストを大幅に増大させている。これは生産者と消費者双方の負担の増大につながっているばかりでなく、革新的な新動物用医薬品の時宜を得た入手も阻んでいる。

提言：

1. 新製品承認手続きに必要とされている資料と申請手続きのうち、国際的最良規範に照らして適切とは思えないものや現状に即さないと考えられるものは、除外してしかるべきである。これには、日本でのみ行われている、菌体(飼料級)製品の急性毒性試験などの手続きも含まれる。
2. 現行の生物学的製剤を対象として義務付けられている検定は、ヨーロッパで常識となっている非強制的公式バッチリリースに代えるべきである。in vitro製品については、この要求条件は全面的に廃止すべきである。
3. 新動物用医薬品申請(NADA)のために作成する報告書は、現在人体用医薬品に関する慣行とされているように、オリジナルの言語(英語の場合)に日本語の要約を添付した形で受理されるようにすべきである。
4. 最大残留許容基準および投与中止期間はNADAの時点で設定すべきであり、残留物検出検査は国際的に認められているリスクに基づいた基準に準じて行うものとする。
5. 承認済み製品の軽微な変更は、時間と労力を要する一部変更手続きを必要としない、届け出方式にて許可されるべきである。

動物用医薬品業界

ヨーロッパの動物用医薬品会社は、動物の疾病治療および予防と健康・全身機能増進を目的とした製品の研究、製造、流通にかけては、業界をリードする存在である。これらの製品は、ペットの健康維持や、畜産動物の効率的生産の促進、最大限の食物安全性の確保という形で、我々の生活向上に重要な貢献をしている。動物用医薬品は、徹底した研究と、安全性、品質および有効性を特に重視した技術革新の所産である。新製品の開発には莫大な時間と労力と資金が投入されている。このような状況にあっては、新製品承認を取り巻く規制環境により、そうした革新的製品の市場導入を無用に遅らせたり、余計な費用を生み出したりしないようにすることが肝要である。

規制環境

動物用医薬品は薬事法の管理下にあり、農林水産省が審査、承認を行うことになっている。動物用医薬品の製品承認手続きは世界各国(欧州連合を含む)で合理化の方向に進んでいるが、日本では、承認遅滞と承認手続きに要する高額の費用の故に、新製品を市場に出すのは今なお困難である。規制関連した問題点を次に例示する：

- 日本で販売される菌体(飼料級)製品は漏れなく、簡易急性毒性試験に合格しなければならない。この試験は精度に問題があることも珍しくないばかりか、製品開発プロセスにおける動物試験の数を減らそうとする世界の動きにも逆行するものである。
- 日本政府はNADAのために提出する報告書をすべて日本語で作成することを要求している。これに反して、人体用医薬品の場合は、日本語の要約を添付すれば、オリジナルの言語で書かれた報告書を提出できるようになっている。海外の前臨床試験と臨床試験で得られたデータに基づいて英語で記されたオリジナルの文書すべてを翻訳しなければならないとなると、相当のコストがかかるが、これは容易に回避できるはずである。
- 承認済み製品の些細な変更すら、現在は時間と労力を要する一部変更手続きによって処理されている。このような手続きは、軽微な変更はすべての製造物責任も含めて製造業者が責任を負うとする、国際的慣行とは相容れないものである。
- 大半の国々は新薬申請時に設定された最大残留許容基準(MRL)に基づいて投与中止期間を評価している。ところが、日本は未だに、ほんの一握りを除いたすべての物質に「ゼロ残留」方針を貫いている。その結果として、MRLが新薬承認後に設定された場合には、製造業者は新たな投与中止期間を決定するための残留試験をやり直さなければならない。これは全くの二度手間である。
- 日本では、ワクチンおよび抗菌性飼料添加物の全生産バッチに国家検定が義務づけられている。既存の製造物責任法では、製品の安全性と有効性は最終的には製造業者の責任に帰することになっているため、この法定検査は形骸化している。例えば、人体用医薬品の国家検定にしても、既に廃止されているのだ。EU加盟諸国の大半は、品質試験報告書も、ほとんどのワクチンの検査用サンプルも、提出するよう要求しておらず、製造業者の品質管理試験施設を認可試験施設と見なしている。

このような規制に関する問題を依然として引きずりながらも、日本が動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力(VICH)などのフォーラムを通じて、日本の基準を国際的な最良規範に調和させようと努力していることは、EBCを勇気づけるものである。EBCはこうした動きを歓迎し、日本政府が引き続き、製品承認手続きの透明性と能率を高める方向に尽力することを強く望む。

For more information, contact:

C/O Dade Behring Ltd.
Nakanosakaue Sunbright Twin 11F
2-46-1 Honcho, Nakano-ku, Tokyo
〒164-8603 JAPAN
Phone 03-5365-8212
Fax 03-5365-8230

Mr. Hiroshi Uchida
Chair, Medical Diagnostics Committee
(Chairman, Dade Behring Ltd.)

診断薬

診断薬は疾病予防、疾病診断および治療モニタリングに、費用対効果の高い役割を担っている。残念ながら、これらの製品が日本における医療の質全体にどれほど価値を持つものであるかを、日本政府は十分認識していないように思われる。診断薬は、日本の法制度のもとでは今なお医薬品として扱われているために、他の主だった法域では要求されないような時間と労力を要する承認手続きを経なければならない。これは革新的な新製品を市場に出すまでの時間を長引かせ、余計な労力を強いるものである。EBC 診断薬委員会は日本政府が、以下に概説する提言に沿って製品承認に関する規制改革に取り組むよう切に願い、すでに計画されているように、以下の提言に関する薬事法の改革がなされることを期待する。

問題点：



- **製品承認審査方式** 遡ること1985年に厚生省(現在の“厚生労働省”(MHLW))が約束した6ヶ月以内の処理が実行されているのは、近年実施のサーベイでは、体外診断薬(IVD)の新製品承認申請の、僅か12%にとどまっている。こうした遅延は、企業にとってはコストの増大につながるばかりか、患者にとっては疾病の発見、予防およびモニタリングに利用できるはずの画期的新開発製品の恩恵を受けることを制限するものである。

提言：日本政府は、体外診断薬の承認申請を6ヶ月以内に審査するという、自ら設定した目標を達成するための、明確かつ詳細な戦略を考案すべきである。

この戦略には次の要求条件を満たすための規定を盛り込むものとする：

1. 新製品承認申請を効率よく処理できるだけの十分な人的資源を投入する。
2. 日本独特の、あるいは、科学的根拠が無い申請資料の要求(3ロット/3回試験データの要求など)はすべて廃止するか、国際的最良規範に照らして修正する。
3. 厚生労働省が設置した研究班のひとつ(河合研究班)の提言に沿って、リスク分類に基づいた製品承認審査方式を迅速に確立する。

背景：

医療制度における診断薬の役割

診断用試薬並びに機器は、病院、民間検査センターおよび血液センターで診断検査に使用される。これらは病気の予防、疾病の発見および診断、並びに、治療のモニタリングに欠くことのできない、医療制度の肝要な成分である。微生物検査、ウイルス検査および薬効モニタリングなどの検査法が院内感染や入院日数、医薬品消費量の低減という形で医療費削減に役立っているのを見ても分かる通り、診断薬がもたらす経済的利益は十分に立証されている。

製品承認審査方式

日本における体外診断薬の登録要件は極めて複雑である。最大の問題は、体外診断薬が、他の先進工業国では一種の診断装置として分類されるのが常識となっているのに、日本の薬事法のもとでは医薬品として分類されているという事実にある。この分類に従って、本格申請を要するため、診断薬には厳しい審査と承認手続きが課せられている。

診断薬輸入業者は長年にわたり、低リスク製品に対する簡略な届出制を含むリスク分類に基づいた製品承認制度の導入を目指してロビー活動を続けてきた。それが実を結んで、1995年には市場開放問題に関する苦情処理推進本部(OTO)が、「承認を必要としない診断薬のタイプを検討し、かかる製品を対象とした届出制を可及的迅速に制定する」ことを厚生労働省に求める裁定を下した。以来、5年が経過したが、そのような制度は一切制定されていない。

製品承認申請を効率よく適時に処理できる有能なスタッフがいないために、製品の承認そして発売が遅れることも珍しくない。現在、審査者は他の審査部門から出向していたり、他業務を兼任している状態で、診断薬分野の経験を持たないことさえある。

最後になったが、EBCは厚生労働省が近年、申請手続きの簡略化に向けて講じている対策を大いに歓迎している。ただし、国際的の最良規範と足並みを揃えてしかるべきところ、日本独特の要求条件が今なお多数存在することも事実である。

国際的基準との調和

日本政府は近年、国内規制を国際的の最良規範と調和させるための支援を強化している。その良い例が、先頃主要部門においてEUと締結した相互認証協定である。EBCは日本政府が確約した調和のための努力が診断薬の分野にまで拡大されることを心より願っている。診断薬がGlobal Harmonization Task Force (GHTF)およびInternational Conference on Harmonization (ICH)の後援のもとに実施される活動計画にきちんとした形で含まれていないのは、EBCの遺憾とするところである。

医療制度改革

日本政府が目指す医療費削減は、医療制度の他の分野同様、診断薬関連分野にも深刻な影響を及ぼしている。診断薬の使用に対する保険点数が一律に引き下げられたため、医療界における診断薬使用のインセンティブが低下してしまった。日本のこうした不適切な保険制度は高度な技術を応用した特殊な診断薬の価値を甚だしく軽視したものであり、糖尿病や骨粗鬆症、結核をはじめとする一般的疾患に適した検査方法が日本の医療制度に活かされるのを阻んでいる。

For more information, contact:

Mr. Peter Schano
Chair, Medical Equipment Committee
(President, Radiometer K.K.)

C/O Radiometer K.K.
3-16-11Nishi-shimbashi,
Minato-ku, Tokyo
〒105-0003 JAPAN
Phone 03-5777-3500
Fax 03-5777-3501

医療機器

革新的医療機器の製造開発に当たっているヨーロッパのメーカーは、日本における質の高い医療の提供に大きく貢献している。日本の医療制度が抜本的に改革されようとしている今、EBCはこの貢献の大きさをしかるべく認識してもらえよう尽力している。

問題点：



- **保険適用の改革** 2000年10月、医療機器に対する医療保険申請手続きに適用される新規則が導入された。EBCはこの改革プロセスを心から支援しているものの、分類、価格設定並びに手続きの能率に関して未解決の問題が今なお残っている。

提言：

1. 保険償還を目的とした医療機器の分類は、形状、機能および有効性に基いて行うべきである。機能別カテゴリーの分類基準については明確化を要請したにもかかわらず、未だ多数の基準(例えば、A1およびA2カテゴリー)があいまいなままになっている。
2. 保険償還制度は、経済および臨床上の利益が実証された医療機器メーカーに適切な報酬が支払われるものでなければならない。EBCは、来年度にC1およびC2カテゴリーに対して実施される新価格計算規則にも、この原則が適用されることを望む。
3. 分類基準と、上記のような改革の結果として実際になされる価格設定とのずれは漏れなく慎重に確認し、排除しなければならない。
4. 厚生労働省に対してはさらに、申請に要する時間の基準を明確に定義すると共に申請審査に携わる人的資源を確保することにより、申請プロセスにおける手続きの効率向上を進めることが望まれる。

- **相互承認** 先頃EUと日本間で締結された相互承認協定(MRA)に医療機器が含まれていない。

提言：EBCは日本の関係官庁に対し、製品承認審査方式における無用な重複を避けるべく、医療機器規格をヨーロッパのそれと整合させることを強く求めるものである。EUと日本間の医療機器に関するMRAも可及的迅速に実施されることが望ましい。

背景：

EBC Medical Diagnostics Committee Member Companies

Aesculap Japan
Agfa-Gevaert Japan
Air Liquide Japan
B.Braun Japan
Dornier Medical Systems
Dräger Japan
Edap Technomed
ELA Medical Japan
Elekta
Ernst Hansen Shokai
Fresenius Medical Care Japan
Laerdal Medical Japan
Maquet-Geringe
Nippon BXI
Philips Medical Systems
Radiometer
Siemens-Asahi Medical Technologies
Smiths Industries Japan
Sorin Biomedica
SULZERmedica Japan

日本の医療機器市場

イノベーションと優れた性能という伝統を裏付けに持つヨーロッパ製の医療機器は、日本でも長い歴史を刻んでいる。研究費という足かせを免れた日本企業は、輸入技術を素早く吸収して、安価なコピー製品を作り続けてきた。そのため、日本市場に参入できる外国製医療機器は従来、技術的に日本製品に勝る製品、簡単にはコピーできない革新的な製品、並びに、日本市場の規模からしてコピー製品を作っても割に合わない製品に限られている。

医療制度改革

日本は今、急速に進む人口の高齢化、上昇の一途をたどる医療費および景気停滞により余儀なくされた、医療制度の抜本的建て直しのまっただ中にある。残念ながら、高額な最新医療機器は、日本の医療費高騰の主犯としてしばしば名指しされている。しかし、EBCとしては、医療機器が日本の国民総医療費に占める割合はごくわずかであることを指摘したい。このわずかな投資コストなど、医療機器が秘めている患者治療の質の向上や入院期間および使用薬剤の低減という大きな可能性を前にしては、霞んでしまうはずである。

保険適用

日本においては、医療機器メーカーは、医療機器を使用する医療機関が製品原価を回収できるように、医療保険適用申請を行わなければならない。2000年10月に実施された改革は、医療機器に関する保険保護申請手続きに数々の変化をもたらした。申請プロセスにも、メーカーが製品の販売認可を受けやすくなるような改善が見られている。

そうは言いつつも、EBCは、日本政府により設定される償還価格が個々の技術がもたらす経済・臨床上の利益を十分に反映しないのではないかと案じている。問題の一因は、保険制度において定められている分類基準にある。このまま機能別カテゴリーの数が削減され続けられれば、本当に革新的な技術の利益を認識する有効な償還メカニズムの確立が、一層妨げられることになるからである。

こうした全般的な問題に加えて、EBCは、厚生労働省が提案したC1およびC2カテゴリーの価格計算方式の変更を2002年4月にどのような形で実施するか、大いに興味を持って見守っている。個々の製品を対象としたコスト計算方式を使用するのだろうか？また、外国価格調整をどのような形でこの制度に組み込むのだろうか？

新規則が法定の機能別カテゴリーと地方審査局の審査官が決定する実際の価格との間に数々のずれを生み出したことについても懸念している。関係当事者間の話し合いを進めて、こうしたずれが解消されることを、EBCは希望している。

安全第一

EBCは日本政府に対し、ヨーロッパ製の医療機器メーカーが製品安全性の問題に真剣に取り組んでいることを保証する。ヨーロッパのメーカーは、国際的に認められた最良規範に基づく厳しい品質管理基準を常に適用しており、今後も、日本の医療従事者が自社製品を適切に使用できるように尽力していく構えである。

For more information, contact:

Mr. Peter Loescher
Chair, Pharmaceuticals Committee
(President, Aventis Pharma Ltd.)

C/O Aventis Pharma Ltd.
2-17-51 Akasaka, Minato-ku, Tokyo
〒107-8465
JAPAN
Phone 03-5571-6301
Fax 03-5571-6201

医薬品

日本では医療制度改革がたゆまず続けられている。人口の高齢化と財政的制約に直面している日本政府は、処方薬に支払う価格も含めて、医療制度の抜本的見直しを迫られている。こうした改革プロセスが進む中で、EBC医薬品委員会は日本政府に対し、有効な新薬が日本における質の高い医療の提供において重要な役割を担っていることを一層認識するよう、切に願うものである。

問題点：



- **薬価制度改革** 近年、市場の歪みを招く薬価差は解消され、日本の総医療費に占める薬剤費の割合は大幅に低減したにもかかわらず、日本政府は公的医療保険制度から処方薬に支払っている薬剤費を抑えるための新たな方法を模索し続けている。

提言：EBCは日本政府に対し、有効な新薬が日本における質の高い医療の提供において重要な役割を担っていることを認識するよう切望する。薬価制度のさらなる改革は、診療報酬制度、高齢者医療制度、並びに、医療提供体制などを含む、幅広い医療制度改革に裏打ちされなければ実現しない。また、現行薬価算定方式は革新的な新薬を適切に評価するように補強すべきである。

- **製品承認審査方式** 日本、米国および欧州が共同で医薬品承認審査方式の標準化のために尽力しているICH (医薬品許認可のための技術要件の調和に関する国際会議)は、日本における医薬品承認審査に外国で得られた臨床試験データを使用できる方向に進むための大きな道筋を開いた。ヨーロッパの製薬会社にとっては、これにより、有効な新薬を適時に効率的に日本市場に導入することが遙かに容易になった。

提言：EBCは、日本政府が治験に関する改革を継続し、開発段階(申請前)から審査および承認(申請後)までの問題を一手に処理する単一の機関を設置し、より一貫した効果的なメカニズムを作り上げることを切に願うものである。

背景：

薬価制度改革

EBC医薬品委員会のメンバーは、日本における疾病の治療を目的とした有効新薬の開発に尽力している。製薬業界がこの使命を達成できるか否かは、革新的新薬の製造に向けられる財政的インセンティブ次第だと言っても過言ではない。そのため、当委員会は市場における医薬品の価値の評価に用いられる算定方式に、並々ならぬ関心を抱いている。

日本では、処方薬に要する費用の大半は公的医療保険制度によりまかなわれている。処方薬の価格は厚生労働省が公定薬価算定方式に基づいて設定する。これは処方された薬剤に対し、厚生労働省が調剤した医療機関等に償還する価格である。日本の場合、医療機関等は総じて、医薬品卸売業者から割引価格で購入し、その後、薬価での償還を申請する。かつての値引率は法外だったが、政府、製薬会社、卸売業者および医療機関等が歩調を揃えて尽力した結果、この価格差(薬価差)は減少した。

歴史的に見ても、薬剤費が日本の医療費に占める割合は他の国々より大きかった。しかし、この割合も、価格引き下げをはじめとする様々な対策により、1991年の29.5%から1998年には最初の政策目標レベルである20.1%に低下した。

日本政府は日本の薬価制度改革を継続することを望んでいるものの、製薬会社が持つ、日本社会に利する新薬を開発する力に悪影響が及ぶことを覚悟しない限りは、これ以上価格を引き下げる余地は無いとEBCは考える。薬価制度改革をさらに進めようとするなら、診療報酬制度、高齢者医療制度、並びに、医療提供体制などを含む、幅広い医療制度改革が必要である。

EBCはまた、日本政府に対し、日本の医療に対する有効新薬の貢献度に見合った評価が為されるように、現行薬価算定方式をさらに補強することを強く要請する。については、新薬に適用されている現行の原価算定方式と、類似薬効比較方式に加えて、真に革新的または画期的と言える医薬品を、メーカーが提出した理論的根拠に基づいて正当に評価できる新しい薬価算定方式を確立するよう提言したい。他の有用な新薬についても、加算率の引き上げを検討されたい。EBCは、薬価算定方式は最終的には市場競争原理に基づいて革新的新薬に報いるべきだとする従来のスタンスを、今後もとり返けるつもりである。

その他の問題

日本でも医薬品特許と知的所有権が保護、尊重されるべきであるとEBCは考える。特許期間満了前から後発品製造業者が製品開発を開始するようなことが依然として許されていることに、EBCは失望を隠せない。薬価算定方式においても、知的所有権と商標名は尊重されてしかるべきである。同じ成分を含有する医薬品にはそのまま同じ価格を適用するような方式には断固反対する。

2001年4月に情報公開法が施行され、厚生労働省はEBCに特定の規制に関するコメントを許可した。判断を下すには時期尚早であるものの、厚生労働省はこの新法を慎重に施行しており、関連当事者にも適時に情報を提供している。EBCは今後も、厚生労働省の活動に注目していく。

EBC Pharmaceutical Committee Member Companies

AstraZeneca
Aventis Behring
Aventis Pasteur
Aventis Pharma
Bayer Yakuhin
Bracco-Eisai
Degussa Japan
Fournier Japan
Fresenius Medical Care Japan
GALDERMA
GlaxoSmithKline
Guerbet
Itasco
Janssen-Kyowa
Leo Pharmaceutical Products
Lundbeck Japan
Merck Japan
Nihon Schering
Nihon Servier
Nippon Boehringer Ingelheim
Nippon Organon
Nippon Roche
Novartis Pharma
Novo Nordisk Pharma
Pharmacia
Sanofi-Synthelabo
Serono Japan
Solvay Seiyaku
UCB Japan

産業

航空
自動車
自動車部品
建設
防衛
環境技術
産業用材料
宇宙

For more information, contact:

Mr. Ramon Terrones
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(Vice President, Airbus Japan KK)

C/O Airbus Japan KK
Tokyo Kaijo Bldg., ShinKan 5F
Marunouchi 1-2-1, Chiyoda Ku
Tokyo 100-0005
JAPAN
Phone 03-5220-0245
Fax 03-5220-0253

航空

欧州の航空機産業界は最近、ヘリコプター、エンジン、民間航空機といった分野での世界的な成功をさらに確固たるものにしてきている。エアバスは今や、民間航空機受注数で世界第1位となっており、ユーロコプターは日本における民間ヘリコプターのベストセラーとなっている。最近では、徐々にではあるが、確実に増えつつある日欧間の民間航空機開発面の協力をEBCは心強く感じている。EBCは、日本の民間航空機市場において欧州企業が米国企業と競合するうえで、これが新たな機会につながることを期待している。

問題点：



- **競争の促進** 欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの製造企業は、世界的にみても競争力の高い価格で最先端の技術を提供しているながら、日本の民間航空機および関連機器市場における占有率は、世界平均を大幅に下回っている。

提言： 調達における意思決定は政治的な影響を受けずに競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本企業が供給源を多様化してこの分野における欧州製品の長所を考慮するよう促したい。

- **産業協力の促進** 民間航空機開発における協力体制も北米に偏りすぎている。EBCは、A380等のプロジェクト面や、機体、エンジン、部品、航空交通管制、航法システムといった分野で、日欧の企業にとって相互利益となる協力の機会があると確信している。

提言： EBCは、欧州民間航空機開発への日本産業界の参画を増大させることを目指している。大規模プロジェクトに関する産業協力を取り巻く厳しい政治的・戦略的環境を考慮して、EBCは、協力関係を促進し相互信頼と相互理解を深めるためには、小規模の協力も合わせて奨励すべしと提言する。

背景：

EBC Committee of Aeronautics, Space and Defence Member Companies

AgustaWestland
Airbus Japan
Alcatel Japan
Arianespace
BAE Systems
EADS Japan
Eurocopter
Rolls-Royce International
Snecma
Thales Avionics
Thales International Japan
Turbomeca Japan

日本の民間航空機市場

日本の大型民間航空機市場は、世界で最も大きい市場のひとつである。歴史的に見ると、この市場は米国に独占されてきたが、最近の米国メーカーの整理統合はサプライヤーの選択肢を狭め、競争を制限しつつある。たとえば日本航空（JAL）は、膨大な民間航空機フリートを単一のサプライヤーから調達している。

EBCは、JALや同様の状況にある他の航空会社各社に対し、顧客、株主、一般の利用者の利益のために2つの供給源を確保することを促したい。

日本の航空機産業

第二次世界大戦以降、日本の航空機産業は日本政府の援助を受けて国内生産能力の再構築に努めてきた。日本の4大重工業はその売上の多くを防衛庁との契約に頼っており、現在でも航空機部門の全売上の過半は防衛関係であり、残りがボーイングとのパートナーシップによるものである。

日本政府は経済産業省（METI）〔旧通産省〕を通じて国家プロジェクトを立ち上げ、日本の航空機産業の自立を促進しようとしたが、期待したほどの成功を収めることができなかったばかりか、最近では業界自体からの抵抗に遭うようになっている。

民間航空機開発面の協力

日本の業界は今や、民間航空機開発面で欧州企業と協力することにいっそうの興味を示している。EBCでは、現在成功を収めているBK-117ヘリコプターなどのケースをベースに、今後はA380やその派生品といった将来のプロジェクトへとその協力活動の範囲を拡大していきたいと考えている。

しかしながら、北米市場における民間航空機ビジネスが停滞ぎみであるにもかかわらず、日本の業界は欧州企業との実のある新型航空機開発協力関係をまだ結んでいない。

成功を収めている欧州企業と率先して協力関係を結べば、日本企業は間違いなく、民間航空機業界における地位を強化できるはずである。より広範囲のプロジェクトに参加することによって、日本企業はビジネス・チャンスを拡大し、技術基盤をさらに発展させることができるだろう。日本は、日本の空域の安全性を確実に高める助けとなる航空交通管制および地上ベース製品といった急速に発展している分野での協力からも恩恵を受けるだろう。

EBCは、製品開発面での欧州航空機メーカーとの協力関係強化に対する日本の業界の関心が高まっていることを心強く思う。

欧州企業は、こうした新しい関係を確固たるものにして、将来のよりいっそう実のある協力のための地固めをすべく鋭意努力する所存である。

For more information, contact:

Mr. Richard G. Murray
Chair, Automobile Committee
(President, Peugeot Japon Co. Ltd.)

C/O Peugeot Japon Co. Ltd.
F Nissei Ebisu Bldg.
3-16-3 Higashi Shibuya-ku, Tokyo
〒150-0011 JAPAN
Phone 03-5468-1333
Fax 03-5468-1323

自動車

輸入車に関しては欧州ブランドが日本市場を支配している。欧州車の販売増加にとっての主な障害は国内市場の低迷である。販売台数は、バブル絶頂期に到達したピークを依然大きく下回っている。欧州自動車メーカーは消費者需要を刺激するために広範囲の魅力的なニュー・モデルを引き続き投入することになる。

問題点：



- **技術基準の国際調和** 自動車産業のグローバル化に呼応して、日本の規制制度は著しく変化してきた。国連欧州経済委員会（UN/ECE）の1958年「車両等の型式認定相互承認協定」への日本の加入は、国内技術基準の、国際基準との整合化を加速してきた。しかし、日本が独自の技術上の要件を有している分野がまだいくつかある。

提言： EBCは日本政府に対し、UN-ECE規則の採択を促進するよう望む。

- **環境対策** 欧州車の輸入業者は、環境に及ぼす自動車の影響低減に対する日本政府の関心を共有している。しかしながら、EBCでは、燃費基準の強化や、より厳しい排出ガス規制、使用済み自動車の処分に関する法制化が、輸入業者に対して不釣り合いな重荷を負わせることのない形で実施されるよう期待している。

提言： EBCは日本当局に対し、環境政策の策定に際して自動車輸入業者の観点を十分に考慮に入れるよう要望する。

背景：

EBC Automobile Committee Members

ACEA
Audi Japan
BMW Japan
DaimlerChrysler Japan
Fiat Auto Japan
Ford Motor Company (Japan)
General Motors Japan
Jaguar Japan
Land Rover Japan
Nicole Automobiles
Peugeot Japan
Porsche Japan
PSA Peugeot Citroen
Renault Japon
Volkswagen Group Japan
Volvo Cars Japan

概要

欧州の自動車メーカーにとって、日本はアジアにおける最大の輸出市場である。外国ブランド車の輸入は1990年代初めに大きく伸び、1996年には31万1,000台に達した。それ以降、輸入は市場全体と歩調を合わせて減少してきた。輸入は2000年には24万8,000台で、依然、ピーク時を20%下回っている。この数字は、軽自動車を含む乗用車市場全体の約6%にあたる。欧州ブランドは、国内メーカーの海外現地工場から日本に輸出される車を除いた輸入車市場の87%のシェアを有している。

日本の自動車市場への欧州の参入は直接販売だけに限らない。いくつかの欧州企業は日本の自動車メーカーに資本参加して、日本のみならず、その他の市場、とりわけアジア市場で協力してきた。研究開発や製品開発を共同で行うために、日本のメーカーと提携を結んでいる欧州企業もある。

グローバルな整合化

自動車産業のグローバル化は、欧州と日本の自動車メーカーに技術基準の国際調和化に対する共通の関心をもたらしている。市場では熾烈な競争を繰り広げる一方で、日欧両自動車業界は業界にかかる規制の重荷を軽減するために協力している。

1998年に日本は、アジアの国としては初めて、国連欧州経済委員会（UN/ECE）の1958年「車両等の型式認定相互承認協定」に加入した。この協定では、1つの締約国でECE規則に従った型式認定を受けた車両装置は、その規則を採択している別の締約国での審査が省略されると定められている。日本は2003年度末までに30のECE規則を採択することを公約している。これまでに11の規則が採択された。ちなみにEUは78の規則を採択済みである。

環境対策

ディーゼル技術はEUにおけるCO2排出量削減面できわめて重要な役割を果たしている。日本では、近い将来に日本でのディーゼル乗用車の販売禁止につながる可能性のある規制が目下検討されている。

規制緩和

EBC自動車委員会は、欧州の輸入業者の利益に影響を及ぼす規制問題についてのコンセンサスを築くために、欧州自動車工業会および日本自動車輸入組合（JAIA）と緊密に協力している。JAIAは、自動車業界に対する政策を審議する様々な自動車に関する審議会において輸入業界を代表している。しかしEBC自動車委員会は、政府当局者との独自の直接的なつながりを維持しており、政府当局者は委員会メンバーとの非公式の会合に定期的に招待され出席している。

For more information, contact:

Mr. Nikolaus Boltze
Chair, Automotive Components Committee
(Representative Director, Behr Japan K.K.)

C/O Behr Japan K.K.
5-2-1 Togoshi, Shinagawa-ku,
Tokyo 〒142-0041
JAPAN
Phone 03-5782-8700
Fax 03-5782-8730

自動車部品

EBC自動車委員会は、欧州の独立自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の相互信頼と相互理解を深めるために鋭意努力している。競争が激化する国際環境の中で、欧州企業は日本のメーカーに技術専門知識と競争価格とグローバルな経験を提供する。EBCは、欧州自動車部品業界のメリットを推進するために、面談会議やデザイン・イン・セミナーを通じての日本企業との対話拡大を期待している。

問題点：



- **情報交換の促進** 欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの間で、両者間の情報交換を促進するため、面談会議が1995年に設置された。こうした会議は、製品、プラットフォームその他、業界に影響を及ぼす重要な事柄に関する相互に関心のある問題について討議するきわめて効果的な場であることが証明されている。

提言： EBCは、欧州での日本の自動車業界の代表者との面談会議の継続を強く支持する。EBCでは、こうした会議が欧州の部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の理解増大につながってきたと感じており、会議の範囲が今後、日本での開催をも含む方向に拡大されるよう期待している。

- **自動車業界の国際化** EBCは、革新的な欧州企業が新製品の開発面および技術専門知識の共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化するために、国際化が提供する機会を歓迎する。

提言： EBCは日本の自動車業界に対し、自動車生産の技術面、商業面、ロジスティック面に的を絞って、最近のグローバルイノベーション・トレンドをさらに推し進めるよう要望する。部品調達は最終的にメリットに基づくべきである。

背景：

歴史

日本の自動車メーカーの欧州での現地製造事業の発展の結果、欧州の自動車部品業界は日本との関係を深めている。自動車メーカーによって管理されたグループ企業にもっぱら依存する伝統的調達構造のせいで日本の国内市場が伝統的に外国企業の参入に対し比較的閉鎖的だったこともあり、これは、欧州企業が日本とビジネスを行う機会の拡大につながっている。

新たな機会

世界市場における競争圧力のため、最近、伝統的な系列関係が変化し始めている。世界自動車産業の国際化につれて、ますます多くの欧州企業が、日本の得意先とのより直接的な接触とより緊密な関係を促進することを目的とした現地インフラへの投資と技術力の改善を通じ、日本における事業獲得に資源を振り向けるようになってきている。長い目で見て、EBCは日本の自動車業界のグローバル化をきわめてポジティブな動きと捉えている。これは将来、欧州企業にとっての機会拡大につながる公算が大きい。

しかしその一方で、欧州自動車部品メーカーは依然、日本の自動車業界への欧州の技術専門知識の売り込み面で困難に直面している。これは主に、日本企業が製品開発の外注に対して依然消極的であることに起因している。日本企業は、専有情報を部外者に明かすことにいまだ不安を感じており、製品の設計・生産に関しては伝統的な部品メーカーを依然頼りにしている。欧州企業の側は、製品品質面および効率的供給面での日本のメーカーの高い期待に応えるべく奮闘している。

相互理解の促進

EBCは、日本側のこうした不安を認識して、いかなる製品開発協力関係においても欧州企業が献身的で信頼できるパートナーであることを日本企業に納得してもらうことを目指している。日欧企業間の情報交換と相互理解をさらに促進するために、欧州自動車部品供給業者協会（CLEPA）が先頃、日本にオフィスを設置したことをEBCは喜ばしく思う。さらにEBCは、日本のメーカー側の要望についての欧州側の理解をより深めるために、欧州自動車部品業界と日本の自動車メーカーの間の年次会議がいつの日か日本で開催されることを願っている。

欧州の自動車部品メーカーは、日本の自動車産業に提供するものをたくさん持っている。欧州の企業は特定の欧州自動車メーカーに拘束されず、グローバルな得意先ネットワークを確立している。欧州の自動車部品メーカーは、日本の自動車メーカーが益々頻りに供給業者に要望するようになってきている製品イノベーション、技術専門知識、効率、品質、パーソナルな気配りにかけては定評がある。

自動車部品開発の外注は、欧州自動車業界において、はっきりとした傾向となっている。欧州のシステムはより低いコスト、かつより大きなフレキシビリティでより少ないリスクを提供する。このシステムが将来日本でいっそう幅広く採用されることが望まれる。これはより低いコストとより多くのイノベーションを促進する、より競争的な構造につながるだろう。

欧州自動車部品業界の側も、日欧双方における日本の自動車製造事業との製品開発・製造面の協力関係の拡大を目指して、日本企業との相互理解の増進に鋭意努める。

EBC Automotive Components Committee Member Companies

A. Raymond Japan
BASF Japan
Behr Japan
Benteler Automotive
BOSCH Automotive Systems
Delphi Aftermarket Operations - Japan
Faurecia Japon
Freudenberg
GETRAG
Herberts Shinto Automotive Systems
Inergy Automotive Systems
Johnson Matthey Japan
Magneti Marelli
Nihon Michelin Tire
Osram Japan
Pirelli
Sachs Automotive Japan
SERIC
SiemensVDO Automotive
SIKA
TRW Aftermarket
TRW Automotive Japan
ZF Japan

For more information, contact:

C/O Currie & Brown (Japan) Ltd.
TM Hiroo Bldg. 7F
1-9-20 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo
〒150-0012 JAPAN
Phone 03-3442-6642
Fax 03-3442-1958

Mr. Arthur Hawtin

Chair, Construction Committee
(Director, Currie & Brown (Japan) Ltd.)

建設

日本の建設業界は日本のいわゆる「失われた10年」によってとりわけ大きな打撃を被ってきた。これは、欧州の建設会社が日本でビジネスを行う際に元来直面していた多数の難問にさらに輪をかける結果を招いている。競争と規制改革を支援する政府の公式方針にもかかわらず、欧州企業は今なお、プロジェクトへの入札面、新製品の承認取得面、日本で事業を行うために必要な認可の取得面等で障害に直面している。

問題点：



- 構造改革** 経済情勢が改善し、日本の建設産業の抱える多くの構造的な欠陥を是正するために本格的な取り組みがなされるまでは、欧州企業が日本の巨大な建設市場に参入する機会を拡大しないだろう。

提言： EBCは日本政府に対し、さらなる規制緩和、業界整理統合、財政再編、競争入札（下記参照）、民間資金主導の導入等を通じて日本の建設産業の構造改革を促進するよう要望する。

- 公共調達** 欧州企業は従来、日本の公共事業建設市場よりも民間事業に革新的な資材、設計、技術を供給するほうがはるかに容易であるとみてきた。その理由としては、発注母体からの入札情報入手の困難さ、発注母体と在来企業との間の緊密なつながり、および、入札資格の確保から契約の評価・落札に至るまでの過程における透明性の欠如が挙げられる。

提言： EBCは日本政府に対し、入札過程における完全な透明性を確保するよう要望する。契約の落札は費用対効果面の評価のみに基づくべきである。

- 製品承認** 先頃、日本の建築基準法に性能基準が導入されたにもかかわらず、日本市場に革新的な新しい建設資材を導入する上で欧州企業はまだ多数の障害に直面している。

提言： 建築基準法の先頃の改正によって必要になった製品承認手続は、効率的で透明性ある一貫したやり方で実施されるべきである。

背景：

EBC Construction Committee Member Companies

Clestra Hauserman
Currie & Brown (Japan)
Degremont Co.
Forbo-Krommenie Japan
Grohe Japan
Kiwa
LEGRAND
Meiho Corporation
Midas International
Nihon Saint-Gobain
PMC
Ove Arup & Partners Japan
Schal Bovis
Schindler Elevator
Skanska Europe
SKW East Asia
Trespa Japan
Van der Architects

苦難の時

日本の建設市場は、建設業に携わる欧州企業にとってますます魅力が低下しつつある。欧州企業が日本でビジネスを行う際に元来直面していた多数の障害は、継続的な景気停滞と、業界全般を悩ませ続けている諸問題によって、いっそう悪化してしまった。

あまりにも少ない仕事にあまりにも多くの企業が殺到しているというのが日本の現状である。7万社のゼネコンを含め、55万社以上が建設業に従事している。しかし、資本金が1億円を超えるのはわずか6,000社にすぎない。建設業界はまた、日本の労働人口の10%以上を雇用している。これはOECDの標準からすると、異常に高い比率である。

これは著しい非効率性につながって、日本経済に重くのしかかっている。その結果、効率的な企業をも含めてすべての企業が苦境に陥っている。

日本政府はこれを見逃してきたわけではない。国土交通省（MLIT）は、業界内の整理統合を大いに励しており、公共工事プロジェクトに入札するゼネコンにより厳しい資格基準を課し始めている。自らも財政上の制約に直面している政府は、政府が出資するプロジェクトの費用効果性にますます関心をもつようになっている。

調達慣行

さらなる改革がとりわけ必要であるとEBCが感じている分野の1つは、公共工事プロジェクトの調達プロセスである。WTO GPA（世界貿易機構の政府調達協定）の規定の採択や、先頃の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の導入といった、競争入札慣行を促進するための政府の度重なる努力にもかかわらず、多くの政府契約は依然、政治、ロビー活動、および談合等の反競争的商習慣によって大きく左右される。EBCは、現実的に見て、政治家と官僚と建設業界の癒着が薄れるまでは、この状況が大きく変化するとは予想していない。

規制の重荷

現地代表事務所設立、免許取得、経審制度による登録、プロジェクト入札のコストは、欧州企業にとって依然法外なものとなっている。革新的な設計、輸入資材、近代的建設工法を駆使して建設を行う欧州企業の能力は、欧州企業の競争力の要をなしているが、過剰な規制と、必要な認可取得のための複雑な手続のせいで、これは事実上奪い取られている。

2000年6月の建築基準法改正の結果、性能基準に基づいて承認を受けたすべての資材は、今や日本への持ち込みを認められている。試験センターが日本政府によって承認されている限り、こうした資材を原産国で試験することも今や理論上は可能である。EBCでは、こうした改革が、適切に実施されるなら、革新的な欧州の建設技術や、材料、工法にとっての日本市場への参入はアクセスを大幅に改善される可能性を秘めていると感じている。公正に見て、改革プロセスの最終成果について判断を下すにはまだ時期尚早であるとはいえ、これまでのところ、こうした改革の実施は期待にかなうものとはなっていない。EBCは日本政府に対し、こうした新法の導入に起因して発生している混乱を鎮め、製品承認過程の効率性をさらに促進するよう要望する。

For more information, contact:

C/O Airbus Japan KK
Tokyo Kaijo Bldg., ShinKan 5F
Marunouchi 1-2-1, Chiyoda Ku
Tokyo 100-0005
JAPAN
Phone 03-5220-0245
Fax 03-5220-0253

Mr. Ramon Terrones

Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(Vice President, Airbus Japan KK)

防衛

欧州の防衛関連企業はこれまで日本という巨大な市場に参入することがほとんどなかった。日本の自衛隊や防衛関係省庁が欧州の防衛関連企業の提供する先端技術の恩恵に浴することができないのは、様々な障壁が存在するからにほかならない。EBCでは、より高い競争力を持つ製品を開発するための環境作りや、調達プロセスの透明化を推進することにより、日本市場において欧州企業のプレゼンスを高めるための努力をしている。

問題点：



- 防衛における非関税障壁**
 防衛装備の調達は本来、技術面・運用面・費用効果面におけるメリットを考慮して判断されるべきものである。しかしながら日本では、官僚の介入、談合のような古いビジネス慣習、ならびに欧州の防衛装備についての知識の重大な欠如のために、防衛装備の調達プロセスが効果的に機能せず、また調達範囲も狭く限定されている。

提言：EBCは日本政府に対し、防衛装備調達面の透明性を高めるよう要望する。欧州企業は、相互運用性、技術専門知識、実地運用経験の面で非常に多くのものを提供する能力を有している。防衛装備は政治的に可能な限り、費用効果を基準として選択されなければならない。

- 産業協力**
 日本では米国以外の国と、防衛関連情報の交換を伴う共同開発を行うことが禁じられている。この禁止項目の範囲には軍事装備の仕様も含まれるため、欧州企業が日本の防衛産業界との共同ベンチャー - 事業に参加することは極めて困難な状況にある。

提言：EBCは日本政府に対し、日本での製品開発の協力を求める欧州企業に対して課される、情報提供に関する規定を緩和するよう要望する。もしこの緩和措置が実現すれば、日本の企業及び政府関係機関による新しい科学技術やプロセスへのアクセスが可能となり、現在の日本に大いに不足している実地運用経験に関する情報も入手できるようになるであろう。

背景：

EBC Committee of
Aeronautics, Space and Defence
Member Companies

AgustaWestland
Airbus Japan
Alcatel Japan
Arianespace
BAE Systems
EADS Japan
Eurocopter
Rolls-Royce International
Snecma
Thales Avionics
Thales International Japan
Turboomeca Japan

日本の防衛市場

日本の防衛装備市場は金額的に見た場合、世界で二番目に大きな市場となっている。日本の現在の防衛力整備5ヶ年計画には、約4兆5千億円の武器調達予算が含まれているが、そのうちおよそ75%が国内で製造・開発される兵器システムに費やされるものと予測される。さらに日本の防衛用ハ・ドウェア市場の残る25%のうち大半は、米国の製造業者のライセンスのもとで製造される製品、及び米国から直輸入される製品で占められており、一方、欧州原産の輸入品やライセンス製品が占める割合はわずか2%と推定されている。欧州が日本に対し販売する防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除き、日本製兵器システム用の副次的な装備・部品が主流を占めているというのが現状である。

日本の防衛市場への欧州企業の参入

日本のその他多くの経済分野の場合と同様、欧州の防衛産業は、欧州の日本市場参入を制限する数々の貿易非関税障壁にやはり直面している。官僚主義や保護主義の影響は調達プロセスの透明性を著しく低下させている。日本の防衛当局は、欧州の防衛装備についての情報を入手することに消極的である。パリ航空ショーやユーロネイヴァルといったイベントに代表者を派遣することもない。自らの消極性が招いた知識不足が視野の狭さにつながっている。こうした状況をさらに悪化させているのは情報移転制限慣行であり、これが防衛装備の開発・適合理化でのEU・日本間の産業協力を制限している。そのため欧州の防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力体制の拡大においても、また必要に応じて行われる、即戦力となる最新技術装備の日本政府への販売においても、苦心惨憺せざるをえない状況に置かれている。

貿易不均衡をめぐる米国の政治的圧力、米国製品を購入する財務的インセンティブを提供する〔米国の〕「対外有償軍事援助」制度、および相互運用性の有無に対する日本側の懸念が、日本の防衛市場への欧州の参入をさらに制限してきた。

EBCは日本の安全保障体制において米国が担う役割の重要性を認める一方で、相互運用性に対する日本の姿勢が誇張して語られることがままあると感じている。海外調達を米国製品に制限したからといって、米国との相互運用性が保証されたわけではない。むしろこうした姿勢は、相互運用問題に対する革新的な欧州のソリューションへの日本のアクセスを制約し、日米安保体制内での日本の交渉上の立場を制限してきた。欧州企業はNATOを通じ、50年以上にわたり近似的な戦闘状況や現実の戦闘状況において相互運用性の問題と取り組んできた経験を有しており、この経験を日本の防衛関係方面と分かち合う機会を歓迎する。

政策転換の好機

日本の現在の景気環境は、周辺地域における緊張の高まりや、日本の海外派遣任務の増大と相まって、日本政府が従来からの調達政策を見直して費用効果にいつそう重点を置く好機をもたらす。より競争的な調達プロセスは、定評ある性能をもつ即戦力となる最先端防衛装備への日本のアクセスを増大させることになるだろう。同様に重要なことに、日本の防衛産業は、製品共同開発の範囲を広げることにより、大いに必要とされる技術、産業プロセス、運用経験にアクセスできるようになるだろう。

これにあって、欧州企業側は、世界市場ベースのプライシングと経験を提供する。さらにまた、日本と欧州の間には政治的関係を複雑化させる安全保障体制がないため、欧州は政治的な紐付きでない本格的な技術移転を実現できる。これは、逼迫する財政の中で相互運用性、自立性、軍事的即応態勢を向上させる道を模索する日本にとり、非常に大きな利益となるだろう。

For more information, contact:

Mr. Holger Wittich
Chair, Environmental Technology Committee
(President, JBS Inc.)

C/O JBS Inc.
Higashinakano 1-51-3-501.
Nakano-ku, Tokyo
〒164-0003 JAPAN
Phone 03-3363-7581
Fax 03-3363-7582

環境技術

近年、環境技術に対する日本の関心が相当拡大をみている。環境技術製品の潜在的市場は、実際、膨大である。しかしながら、規制環境の不確実さと、環境汚染除去に対する一般的姿勢が妨げとなって、この潜在的可能性はおおかた実現されないままとなっている。欧州企業は、欧州や世界中の環境問題を解決するための革新的な新技術やプロセスの開発面で長い歴史をもつ。在日欧州企業にとっての商環境を改善するためには、下記の問題点に対処する必要がある。

問題点：



- **透明性** 欧州企業は、日本の公開入札に関する規制や政策が透明性に欠けていると感じている。公開入札やその他の入札に際し、十分な情報に基づく妥当な入札を行うべく公共団体から十分な情報を入手することは困難である。

提言：EBCは、公共部門における調達に関する情報がより国際的に受け入れられた方法で供給業者に配布されるよう提案する。

- **整合化** 土壌汚染除去等の分野における日本の法規は、特にサンプリングや解析手法に関して、国際的に受け入れられたベストプラクティス基準とは往々にして大きく異なっている。

提言：EBCは日本政府に対し、サイト特性調査、サンプル処理、試験法といった分野の国際的に受け入れられたベストプラクティスに基づく明確な土壌汚染除去ガイドラインを策定するよう促す。

- **機会均等** 日本の多くの地方自治体や中央省庁、ならびに一部の民間企業は、環境上好ましい製品の調達を奨励するために、グリーン購入ガイドラインを策定している。

提言：EBCは「グリーン購入」の概念を原則的に支持するが、こうしたガイドラインが、欧州では環境上好ましいとされていながら日本ではそうとは認められない可能性のある欧州の製品やサービスを差別するために使用されないことが重要である。

背景：

EBC Environmental Technology Committee Member Companies

Correns Corporation
Degremont Japan
Japan Insite
JBS
Rhodia Japan
Royal Ten Cate
T V Rheinland Japan

With a focus on:

Prevention and remediation of WATER,
AIR and SOIL pollution;
Prevention of WASTE, EMISSION and
NOISE;
Supply of renewable ENERGY;
Environmental SAFETY.

日本の環境技術：概要

日本における環境技術の潜在的市場は膨大である。環境省によると、日本には重度汚染廃棄物処分場が5,300箇所以上あり、そのうち少なくとも2,000箇所は直ちに浄化する必要がある。種々のレベルの土壌汚染除去を必要とするその他の処分場は44万箇所以上と推定されている。日本は廃棄物の80%以上を焼却し、年間40万トン以上の灰を生み出している。日本は年間150億立方メートル以上の下水を処理している。ソーラー発電の市場は2020年までに5000MWを超えると推定されるが、目下導入されているのは100MWにすぎない。

日本における環境技術分野のブーム到来を期待した向きは多いが、現実には、市場はまだこの約束を果たしていない。問題の要因は、こうした問題の多くに取り組むための包括的な戦略および規制の枠組みを策定する日本政府の能力不足にある。民間・公共部門の各団体も、直面する環境問題の規模を公表することを依然ためらっている。こうした姿勢が改まるまでは、日本の環境技術セクターの市場ポテンシャルは実現されないままだろう。

政府調達

水処理プラント等の環境技術の欧州製造企業が、公開入札やその他の入札に際し、十分な情報に基づく妥当な入札を行うべく規制当局等から十分な情報を入手することはきわめて困難である。これには基本的に2つの理由がある。第1に、公表された基準/ガイドラインと、設備メーカーに求められる実際の性能との間には大きなギャップがある。たとえば、欧州企業が浄化器を売りたい場合、許容排出レベルが実際に入札を審査する際の基準であるかどうかを知ることが困難である。この状況をさらに悪化させているのは、こうした事実上の排出基準が各県間で千差万別なことであり、これは規制情報や入札情報を入手するのに要する時間と労力を増大させている。

土壌汚染除去

日本政府は、土壌汚染物質と許容濃度水準の透明性ある包括的なリスト、土壌基準、サイト特性調査基準、汚染除去の緊急性を判断するための決定モデル、汚染サイトの目録作成と浄化のタイムフレーム、すべての行政レベルでの政策を整合化することを目指した措置などの諸側面を含む、日本における土壌汚染除去に適用される包括的な規制制度をまだ策定していない。日本で使用される多数の試験法は、国際的に受け入れられた慣行とは大きく異なっており、試験コストは欧州での場合を大きく上回っている。EBCは、サイト・アセスメントおよび試験サービス面の競争増大が環境にとって利益となり、汚染除去にからむコスト削減を通して社会の助けになるとみている。

グリーン購入

多くの政府機関および民間企業は、環境上好ましい製品やサービスを提供しうる供給業者を優先するグリーン購入ガイドラインの策定に着手している。EBCはグリーン購入の概念の基本原則を大筋で支持する一方、こうしたルールが欧州の製品やサービスに対する差別につながりかねないことを懸念している。どの供給業者がこのプログラムのもとで適格とされるかの判断に用いられる基準は依然不明確である。エコ表示方式が使用されるとすれば、欧州のエコ・マークは無差別に受け入れられるべきである。ISO 14001認定が（東京都が提案しているように）判定要素の1つになるとすれば、欧州認可のISO認定サービス・プロバイダによって認定された企業は、日本で認可された認定サービス・プロバイダによって認定された企業と等しい処遇を受けるべきである。

For more information, contact:

Mr. Arnaud Tissidre
Chair, Materials Committee
(Representative, Eramet Japan)

C/O Eramet Japan
Sawa Bldg. 4Fl.
2-2-2 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo
〒105-0003 JAPAN
Phone 03-3503-3700
Fax 03-3503-3733

産業用材料

輸入産業用材料にかけられる高い関税は、商品調達コストを著しく増大させ、日本産業の競争力に深刻な影響を与えている。これは、市場の国際化の中で競争力維持に苦戦する鉄鋼、ガラス、機械加工などの日本の主要産業が直面している問題をいっそう悪化させる。産業用材料の世界最大級の消費国に数えられる日本は、市場ベースの価格で高品質製品へ自由にアクセスできるならば大きな恩恵に授かることになるだろう。EBC原材料委員会は、欧州産業の主要部門を代表するものとして、日本政府に対し、産業用材料の輸入関税の引き下げと欧州製品に対するあらゆる形態の差別を撤廃するよう要望する。

問題点：



- **関税** 関税は、産業用材料の対日貿易において、突出した最大の障壁である。最も一般的な産業用材料は、世界中どこでも透明価格で販売され、関税から生じる価格差は、いかに小さかろうとも欧州メーカーの競争を困難なものにする。ステンレス、電子部品、電池生産、自動車、セラミック等の産業における産業用材料について言えば、激化する国際競争下にあって、より安く商品を調達することは日本消費者にとっての利益となるだろう。日本は、選択的に製品に関税をかけているが、これは少数の日本企業を保護するために他ならない。このことは、日本国内および海外輸出市場における競争を著しく歪めている。

提言：EBCは日本政府に対し、産業用原材料関税を全廃するよう要望する。これにより日本のユーザーは、高品質製品に市場ベースの価格でアクセスできるようになるだろう。

- **差別待遇** 多様な産業用原材料が、一般特惠制度（GSP）のもとで差別待遇を受けている。GSPでは、特惠国からの輸入が日本の関税を免除されているのに対し、他の国からの輸入は免除対象となっていない。欧州製品はこの免除の対象となっていない。

提言：EBCは日本政府に対し、欧州メーカーを差別するあらゆる貿易障壁を撤廃するよう要望する。

背景：

EBC Materials Committee
Member Companies

Avesta Polarit
Elkem
Eramet
Falconbridge
Lafarge Aluminates
Pechiney
SKW
Sogem
Treibacher Schleifmittel
Uddeholm

関税引き下げ

高い関税率は依然、日本の産業用材料市場への欧州のアクセスを妨げている主要因となっている。

日本は、WTO新ラウンドの開始に先立ち、産業用材料やその他の製品の関税率をさらに引き下げることへの消極的姿勢をあらわにした。これは遺憾なことである。EBCでは、こうした製品が日本の産業にとって必要不可欠なインプットをなすものであることを考慮して、残るすべての産業用材料の関税を引き下げる即時的・一方的な措置をとることが日本の利益になるとみている。たとえば：

- 3.3%～4.8%の関税により日本での市場価格が歪められている加工ニッケル製品は、国際競争力を維持すべく苦闘している日本の鉄鋼産業における必要不可欠な材料である。ニッケル酸化物は、携帯電話で使用されているバッテリー等の特殊バッテリーの生産でも使用される。
- 溶融アルミナは人造コランダムとも呼ばれ、主に研磨産業において砥石、サンドペーパー、あるいはガラスや電気部品を研磨する仕上げ材として使われている。輸入コランダムには、3.3%の輸入関税がかけられるが、輸入コランダムの大部分は、GSPに基づき関税が免除される国から輸入されている。しかし、国内で生産されなくつかの 카테고리については、関税免除国からの購入は不可能であり、これは輸入コランダムの価格を押し上げ、日本の末端ユーザーにつけを回す結果となっている。
- 4.7%の関税がかけられる酸化鉛は、ガラス産業においてはテレビのブラウン管、光学用ガラス、クリスタル・ガラス向け、ポリ塩化ビニール産業においては安定剤、乾燥剤向け、顔料産業においては防錆剤向けに使用される。日本は世界最大の酸化鉛消費国である。コランダムの場合と同様、酸化鉛輸入のほぼ100%は、GSP特権を享受している国々に頼っている。したがってこの関税は実際には、市場の1%以下しか占めていない欧州のメーカーに適用されているにすぎない。

製品分類

恣意的な関税の分類と改定も、日本に産業用材料を供給している欧州のメーカーを苦しめ続けている。輸入業者は、自社の輸入製品がより低い関税率の適用されるカテゴリーに分類されるよう、いくつかの画期的な方法を考案している。たとえば、一部の会社は目下、GSP特権を利用するために、南アフリカ、ロシア、中国、ジンバブエといった諸国から「スクラップ」として日本にニッケルを輸入している。南アフリカには鉄鋼産業などないため、加工ニッケル輸入品が「スクラップ」に分類されるというのはいささか信じ難い。

大阪商品取引所でのニッケル上場

大阪商品取引所は、同取引所でのニッケル上場を提案しているが、これは金属鋳業界や大手商社からの大反対に遭っている。ほとんどのEBC会員も上場に反対しているとはいえ（業界のニーズはロンドンの取引所によってすでに十分に満たされている）、EBCは、大阪商品取引所が示したニッケル上場理由の1つが非関税環境を促進することだったことを心強く思っている。

For more information, contact:

Mr. Ramon Terrones
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(Vice President, Airbus Japan KK)

C/O Airbus Japan KK
Tokyo Kaijo Bldg., ShinKan 5F
Marunouchi 1-2-1, Chiyoda Ku
Tokyo 100-0005
JAPAN
Phone 03-5220-0245
Fax 03-5220-0253

宇宙

日本と欧州の政府・産業界は宇宙分野において良好な協力関係を維持している。欧州宇宙機関（ESA）と欧州の主要各国宇宙機関は、日本の宇宙関係当局と密接な関係を維持しており、日欧の企業間でも衛星と関連技術開発面の産業協力が徐々に拡大している。EBCとしては、こうした協力関係が今後さらに発展し、日本における欧州企業のビジネスチャンス拡大につながることを期待している。

問題点：



- **産業協力の促進** 打上げロケット、宇宙ステーション、リモート・センシング機器、航法、世界情報通信基盤などの分野における大規模の産業協力は、宇宙開発を担当する日欧の関係機関による後押しがあってこそ可能となる。

提言：EBCは、宇宙開発事業団（NASDA）と欧州の宇宙関係機関との間の協力を支援し、この関係のさらなる発展を促すものである。これはゆくゆくは、日欧間の産業協力の機会拡大につながるだろう。

- **民間部門への権限移譲** 宇宙開発計画を担当する日本の関係機関は依然、宇宙分野のメーカーに多大の統制力を及ぼしている。たとえば、日本政府の契約は、包括的な主契約業者を指定することなく、多数の企業の間で分割されることが多い。これは、産業レベルでの協議をきわめて困難にし、日欧企業間の長期的な協力関係を阻害する。

提言：EBCは日本政府に対し、欧州企業との共同事業の機会を追求するいっそうの自立性と融通性を日本のメーカーに与えるよう促す。宇宙技術の共同開発においては、欧州の規格も制限なしに受け入れられるべきである。

背景：

EBC Committee of
Aeronautics, Space and Defence
Member Companies

AgustaWestland
Airbus Japan
Alcatel Japan
Arianespace
BAE Systems
EADS Japan
Eurocopter
Rolls-Royce International
Sneema
Thales Avionics
Thales International Japan
Turbomeca Japan

日本の宇宙分野

日本は宇宙開発の分野では主要国のひとつに数えられている。大型ロケットの開発により、日本は独力で宇宙へ進出できるようになった。また、先端技術を駆使した衛星を製造し、ほぼ1年に1機のペースで技術試験衛星の打ち上げを行っている。

しかし、1990年に米国の政治的圧力により商業衛星市場を国際競争に開放することを余儀なくされて以降、日本の宇宙産業は、NASDAや宇宙科学研究所（ISAS）など日本の政府機関からの発注のみにもっぱら依存する状況となっている。

日本の衛星メーカーは、国内生産規模が小さいため国際市場では太刀打ちできない。そのため、NECと東芝は2001年に宇宙部門の合併を余儀なくされた。日本の宇宙産業の商業衛星活動は地上局や衛星コンポーネントの分野に集中する傾向がある。日本企業は、欧米の衛星メーカーへの種々の部品供給面では成功を収めてきた。

商業衛星

日本のすべての商業衛星プロジェクトに国際入札を義務付ける日米間の二国間協定は、比較的自由でオープンな商業衛星市場へとつながっている。この状況にもかかわらず、欧州の衛星メーカーは日本に商業衛星を販売した実績がまだない。

衛星開発における協力関係も、特に国家安全保障上の配慮から、依然アメリカ寄りに大きく偏っている。政治的影響力と圧力は、日本の宇宙産業および日本における欧州の宇宙産業双方の商業面での進展に悪影響を及ぼしてきた。

しかしEBCは、欧州との協力関係の強化など、従来との関係の枠外の機会を追求する明白な意欲を日本が示していることを心強く思っている。NASDAは同事業団のADEOS衛星へのセンサー搭載を欧州宇宙機関に呼びかけており、また、衛星航法に関する話し合いがEGNOSとMSASの間で続いている。

定評ある革新的な技術に関しては欧州は多くを提供できる。しかも、政治的な紐付きではほとんどなく、日本への輸出制限もない。欧州と日本の宇宙関係機関に、共同開発の拡大と、産業協力拡大のための民間部門への権限移譲を促すことが鍵となるだろう。

打上げロケット

アリアン打上げロケットは、日本の衛星事業者への商業衛星打上げサービスの販売面で大成功を収めている。一方、日本は商業衛星打上げ市場への参入に意欲を示すようになってきた。最近のロケット打上げ計画の度重なる失敗にもかかわらず、日本には先進的な打上げロケットを製造する技術力がある。

しかし日本企業には、競争力をつけるためにロケットの製造コストを社内的に財政支援できるという問題がある。日本企業においては宇宙部門の売上げが全社売上げのせいぜい12%しか占めていないため、こうした財政支援が可能となるが、そうした財政支援は、不健全な競争を生み出すおそれがある。

運輸・通信

航空会社
海運
電気通信サービス
電気通信機器

For more information, contact:

Mr. Jean-Philippe Benoit
Chair, Airline Committee
(General Manager, Swissair)

C/O Swissair
410 Hibiya Park Bldg.
1-8-1 Yurakucho, Chiyoda-ku, Tokyo
〒100-0006 JAPAN
Phone 03-3212-1011
Fax 03-3212-4802

航空会社

発着枠不足、制限的な料金設定・販売メカニズム、高コスト構造は、日本における航空輸送業界の発展を妨げ続けている。

問題点：



- **発着枠不足とスロット配分** 発着枠不足とスロット配分 - 成田国際空港で欧州の航空会社に提供されるスロット数は、時間当たりの発着便数の制限や、輸送量の多い関東地方における総スロット・キャパシティの不足、また日本で営業している特定航空会社が享受する特権のため、著しく制限されている。

提言：A) 既存施設をより効率的に使用できるよう、成田空港での時間当たりの発着便数を増やすべきである。B) 関東エリア全体における需要を満たすために国際便の総キャパシティをさらに拡大すべきである。C) 成田空港の第二滑走路の運用開始時にスロットへのアクセスに適用される規則は、運行される航空機の種類を問わず、欧州の航空会社にとって差別的であってはならない。D) 羽田空港が定期国際便に開放されることがあれば、スロットにアクセスする均等な機会が欧州の航空会社に与えられるべきである。

- **料金設定と販売** 日本では航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済が依然厳しく規制されている。これは、航空券やその他の航空関連商品を、インターネット販売を含め、消費者に直接、発券・販売する航空会社の能力を制限してきた。これは世界のほぼすべての国々における慣行に反し、消費者に不利となるものである。

提言：航空会社がインターネット販売を含め消費者に直接、透明性あるやり方で競争力のある市場価格を提供できるよう、日本における航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済は規制緩和されるべきである。

- **高コスト** 日本の民間航空サービス・プロバイダにかかるコストを軽減するための措置はほとんどとられておらず、そのコストはいまだに世界最高水準にある。こうしたコストは、より多種多様なサービスをより低料金で提供する航空会社の能力を著しく制限している。

提言：日本政府は、日本における航空輸送にからむコストを50%削減するよう努力すべきである。空港当局から課せられる法外な着陸料、航行援助施設利用料、共用施設・設備使用料は大幅に引き下げられるべきである。空港施設運用面の競争が促進されるべきである。

背景：

EBC Airline Committee Member Companies

Air France
Alitalia
Austrian Airlines
British Airways
Finnair
KLM Royal Dutch Airlines
Lufthansa
Sabena
SAS Scandinavian Airline System
Swissair
Virgin Atlantic

事業運営コスト

日本で事業を行う航空会社は、法外な着陸料、航行援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、港湾荷役料を支払わなければならない、これは日本における民間航空運営コストを世界一高いものにしてきている。在日外国航空協会（FAAJ）は1999年にこうしたコストの総合的な比較研究を発表した。昨年末にFAAJが行ったレビューによると、高コスト構造はほとんど変わっておらず、更に残念なことに、航空輸送セクターにおける必須経済インフラ・コストを引き下げることを目指した協調的な政府政策が明らかに欠如していた。

高コストは航空会社に、日本のいくつかの国際空港におけるサービスの規模縮小はおろか、場合によっては廃止をも余儀なくさせている。関西国際空港はとりわけ痛手を被っている。消費者がより幅広い選択肢のあるサービスをより低料金で入手できないため、これは最終的に日本経済に悪影響をもたらしている。

料金設定・販売メカニズム

日本の航空法第129条の2によれば、航空会社は日本へ及び日本からの国際旅行の運賃をIATAが公式に認可した価格で、または団体旅行の場合は国土交通省が定めたより低い価格で広告・販売することしか認められていない。この制度は、航空会社が航空券割引やパッケージ旅行を消費者に直接提供する妨げとなっている。市場価格は公認旅行代理店を通して提供しなければならない、最終的に公認旅行代理店が価格を決めている。このことは、航空会社がインターネットを利用して消費者に直接販売することが事実上できないことも意味し、これは他のほとんどの国の慣行とは反している。

国内航空会社は、専属代理店や提携旅行会社を通して事実上独自の直接販売チャンネルを設けることのできる規模の経済を有している。これは、外国航空会社を明らかに不利な立場に置く。市場価格である割引運賃やパッケージ旅行を、インターネットでのオンライン販売を含め、消費者に直接提供することを航空会社に認めることによって、より公正な競争を促進できるだろう。

航空会社とIATA旅行代理店との間の航空券売上の正式決済システムは、代理店がすべての市場価格に相当する金額を航空会社に直接送金することを認めていない。航空会社は、複雑で不必要で手間のかかる二次的な決済手続を設ける余計なコストを被っている。

発着枠不足およびスロット配分

成田空港は、スロット（発着枠）の需要が供給を上回っている日本で唯一の国際空港である。これは、関東エリアの既存の空港の非効率的な利用と、関東地方における航空輸送インフラ開発の緩慢な進行の両方を反映している。羽田空港は依然定期国際便の乗り入れができず、一方、成田は、唯一の滑走路での発着便数を1時間当たり30便、連続3時間につき79便に制限し続けている。英国のガトウィック空港など、1つの滑走路しかない他の主要空港は、1時間当たりそれよりずっと多くの発着便数を認めている。成田で目下建設中の全長2,180mの新滑走路は、残念ながら需要増大に十分応えられる見込みがない。

成田で欧州の航空会社に配分される総スロット数は、目下、利用可能な総数の8%に満たない。新滑走路の運用開始時には、日欧間の現在の相互経済交流の規模を正確に反映する形で、欧州の航空会社に追加のスロットが配分されるようEBCは切に希望する。

For more information, contact:

C/O P&O Nedlloyd (Japan)
Omori Bellport D-Wing 13Fl.
6-26-3, Minami-Ohi, Shinagawa-ku, Tokyo
〒140-8554 JAPAN
Phone 03-5764-0351
Fax 03-5764-0399

Mr. Hays van Noord
Chair, Shipping Committee
(President, P&O Nedlloyd Japan)

海運

港湾運送業界において競争が制限されていることは、日本の港湾の競争力に悪影響を及ぼし続けている。現行制度下では、業者には、時代遅れの慣行を刷新したりコストを削減するインセンティブがほとんどない。EBC海運委員会は日本政府に対し、日本の港湾運送事業において真の競争を促進するよう要望する。それは、コスト低下と生産性向上をもたらし、日本市場の総合的な魅力を高めることになるであろう。

問題点：



- 高い港湾コスト**

日本の港湾運送料金は依然世界で最も高いレベルにあり、船会社のみならず日本経済全体に不利益を与えている。日本政府が港湾運送業界における有意義な競争を促進することに本腰を入れない限り、事業コストは下がらないだろう。最終的に船会社は、日本港運協会（JHTA）等の団体からの不当な影響力から解放されて、競争原理に基づく港湾サービスを調達できるようになるべきである。

提言：

1. 日本政府は、船会社自身によって所有されるものを含む、新しい競争的なターミナル事業の設立を支援すべきである。免許制は先頃「許可制」に代わり、国土交通省（MLIT）も申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、（現行基準の1.5倍に設定された）労働者保有基準等の要件は、日本における港湾サービスの競争市場発展を阻害し続ける。労働者保有基準要件は廃止されるべきである。
2. 公開入札による競争入札が支持されるべきである。2000年11月に実施された港湾運送事業法の新改正は、複数の港湾荷役会社と内密の料金で下請契約を結ぶことを特に禁じていないものの、現実には、独立した競争入札の概念はまだ日本には根付いていない。
3. 日本の港湾事業の監督は、透明、効率的且つ公正であるべきである。JHTAは依然、日本の港湾運送事業運営方法の決定面で巨大な裁量権を振るっている。事業の変更を行いたい船会社は、JHTAからの承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が港湾サービスの競争入札を追求する機会を事実上奪っている。

背景：

概要

欧州その他の外国船会社が直面している主要な問題は、ほとんどの場合、日本の海運業界が直面しているものと同じである。こうした問題としては、制限的な港湾労働慣行、港湾関係業種・団体間の競争の欠如、事業運営面のフレキシビリティの欠如、きわめて高いコストがある。EBC海運委員会は、日本の港湾運送事業面の効果的な競争を促進するために、外国汽船協会を通じて在日米商工会議所と協力している。

最近の動き

2000年11月1日に施行された港湾運送事業法の改正は、日本における港湾事業に関するいくつかの積年の問題に（少なくとも理論上は）対処しているようである。たとえば以下のとおりである：

- 免許制が許可制に代わり、国土交通省（MLIT）が新規申請を受領2ヶ月以内に処理することを約束した。
- 港湾荷役事業の複数請負はもはや法的には禁じられない。
- 港湾荷役事業者と船会社との間の運賃協定はMLITの事前承認をもはや必要とせず、届け出だけでよくなった。
- 船会社は今や、独自のガントリークレーン等のターミナル関連機器を所有することを認められている。

こうした動きは大いに歓迎されるところであるが、現実には、日本における港湾サービス提供の真に競争的な市場環境を創出するためには、やるべきことがまだまだある点を指摘しておきたい。

かねてから憂慮されていながら、今回の港湾運送事業法改正でも扱われなかった事柄の1つは、日本港運協会（JHTA）の強大な影響力にまつわる問題である。JHTAは、船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている。雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねないすべての変更は、JHTAからの承認を必要とする。「事前協議」と呼ばれるプロセスを通して、JHTAは船会社事業の変更申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。この制度を通して同協会の承認が必要とされる案件の範囲は、本船の代替などきわめて軽微な内容のものから、船会社グループの新設に由来するターミナル等の事業運営面の変更など重要なものまで、多岐にわたっている。

大小の問題を多数抱えた事前協議制にからむ大きなトラブルを船会社がこのところ報告していないのは喜ばしいこととはいえ、1997年に設けられたいわゆる「三者協定」に基づいて船会社がJHTAの裁定への異議をMLITに申し立てるときこそ、真価が問われることになるだろう。

より差し迫った課題は、事前協議制全体が透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段をJHTAとその会員に事実上与えているという点である。

その他の問題

EBCは、日本における指定ルートでの45フィート・コンテナの内陸輸送を認めるよう求めた前回の要望をここでも繰り返す。アジアやほとんどの世界海運市場ではそうしたコンテナの使用が広く行われているにもかかわらず、日本では依然禁じられている。

For more information, contact:

Ms. Lisa Suits
Chair, Telecommunications Carriers
Committee
(Vice-President, C&W IDC Inc.)

C/O C&W IDC Inc.
CS Tower Bldg., 18F.
5-20-8 Asakusabashi, Taito-ku, Tokyo
〒111-8061
JAPAN
Phone 03-5820-5010
Fax 03-5820-5510

電気通信サービス

日本の電気通信市場は依然として仮借なき変革の時代の只中にある。新しい規制は、透明性の向上と、反競争的行動に対する厳しい姿勢を約束している。EBC電気通信事業者委員会は、電気通信自由化にかける日本政府の意気込みを歓迎し、下記の分野でさらなる前進が見られるよう期待する。

問題点：



- ドミナント規制** 2001年に国会は、電気通信事業法を改革してドミナント事業者の概念を導入する法律を可決成立させた。その他の主要規定は、反競争的行為、子会社の組織機構および会計の分離、紛争解決委員会の設置、ユニバーサル・サービス・ファンド（下記参照）の創設といった問題を扱っている。EBCは、この新しい法律を実効あるものにする施行令を待望している。

提言：EBCは日本政府に対し、関連企業や競合他社や顧客に対するドミナント事業者の義務と期待される行動を明確に規定する強力な事前の規則を制定するよう要望する。

- 相互接続料** 日本の相互接続料は、最近の引き下げにもかかわらず、依然世界最高の水準にある。競合通信業者が生み出す収入全体の30~40%もが、NTTのモバイルおよび固定回線ネットワークへの接続料としてNTTに吸い取られる。その結果、参入コストが高くなり、顧客にとっては競争的サービスが減少する。

提言：日本は、固定回線およびモバイル・ネットワークのためのコスト・ベースの相互接続料を決定するための長期増分費用（LRIC）方式を早急に実現すべきである。

- ユニバーサル・サービス** 新しい電気通信事業法は、ユニバーサル・サービス・ファンドの設置に関する規定を含んでいる。日本にアクセス回線に赤字が存在するかどうかは疑問だが、EBCは、正当な理由があれば特定のコストをそうしたファンドで補填することは認める。

提言：日本政府は、料金ベースの救済ファンドの設置を必要とするような、1つの会社に対する不公平な重荷が存在することを実証する必要がある。ファンドの設置を正当化する理由が見つかるならば、EBCは、純費用の計算を透明なものにすること、十分なパブリックコメントの募集機会が設けられること、非差別的、競争中立的な方法で負担が分担されることを要望する。合意された最低拠出基準を満たさない中小企業は拠出を免除されるべきである。

背景：

改革プロセス

電気通信改革は日本政府の優先課題であり、現に多くのポジティブな動きが見られている。電気通信事業法の改革に加え、総務省は、行政措置についての文書回答と正当化事由の提示を保証する、より透明性ある行政手続へとつながる「ノーアクションレター」制度について協議している。

政府のその他の政策構想は、相互接続に関する明瞭性の増大、ローカル・ループのアンバンドリング、コロケーションを保証しており、これは、必須設備の保有者に何を要求できるかを通信事業者が理解する助けとなる。電気通信事業法は、複数通信事業者環境に由来する複雑な関係の管理へ向けてさらなる前進を図る紛争処理委員会の設置も規定している。

ドミナント事業者規制 / NTTグループ規制

電気通信分野の競争促進にとってこうした前進は歓迎すべきであり、且つ必要でもあるが、日本の法律や政策には、さらなる配慮を必要とする側面がまだいくつかある。

そのうちの主なものは、ドミナント事業者規制である。電気通信事業法改正はまだ完全には実施されておらず、結果について前もって判断を下すつもりはない。EBCは日本政府に対し、エッセンシャルファシリティをコントロールし、市場支配力を保有し、競合他社や顧客を顧みずに市場で振る舞う能力をもつ企業のドミナンスを認識した施行令を制定するよう要望する。「ドミナント事業者」の指定は、国際的な基準に沿った非対称規制の適用に帰着すべきである。固定回線とモバイル両方におけるドミナント事業者が市場で何の束縛もなく行動することを許される限り、中小の競合他社は足場を築くのが困難だろう。

これと同様に重要性をもつのは、NTTグループの事業発展規模を拡大する問題である。ドミナンス状態では、新規の投機的事業は、既存市場における効果的な競争に基づくいくつかの基準を満たさなければ、認められるべきではない。

電気通信セクターの監督

競争的環境においては事業者間の紛争が必ず発生するため、紛争を処理するための制度が設けられなければならない。一部の国々では、たとえば相互接続協定の締結失敗に関するケースなどにおいて、規制当局が仲裁役を務める権限をもっている。

近年、日本は国内外から、政策実施および紛争解決機能を果たす独立規制機関の設置を求める圧力にさらされている。日本の回答は、通信事業者間の紛争解決のための機関を総務省内に設置するというものである。

EBCは日本政府に対し、この機関の権限と説明義務を慎重に検討するよう要望する。紛争解決委員会は、それ自身を善意の独立体として確立するために、召喚権限を含む不正調査権限や、不法行為に対し免許保有者に料金を課す権限を必要とする。また、政策策定当局による行政不服審査の対象となることなしに、決定を下すことができなければならない。さらにまた、反競争的行動を防止すべく、公正取引委員会と緊密に協力する必要があるだろう。

ドミナント事業者制度は、確立後には、市場支配力の反競争的な行使の抑制という所期の目標を達成するために、適切な監督と実施を必要とする。

For more information, contact:

C/O Nippon Ericsson
Koraku Mori Bldg. 9F.
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo
〒150-0011
JAPAN
Phone 03-3830-2343
Fax 03-3830-2310

Mr. Yoshio Honda

Chair, Telecommunications

Equipment Committee

(Senior Manager, Nippon Ericsson)

電気通信機器

電気通信機器事業、とりわけワイヤレス技術面では、欧州企業は世界のリーダーとなっている。EBC電気通信機器委員会は、電気通信技術業界における目下の国際化傾向を大いに支持するとともに、これが日本および世界中におけるさらなるビジネスチャンスにつながるとみている。

問題点：



- **整合化** 第3世代（3G）携帯電話等の分野における電気通信規格の整合化へと向かう明確な世界的トレンドが見受けられる。EBCはこのトレンドを大いに支持するとともに、これが製品開発業者と消費者の双方の利益になると確信している。

提言：EBCは日本政府に対し、国際的規格整合化努力の支援を継続するよう要望する。電気通信システムに関する独自規格は避けるべきである。技術基準の整合化は業界が主導すべきである。

- **相互承認協定** EUと日本は先頃、医薬品のGMP（製造管理及び品質管理に関する基準）、化学薬品のGCP（臨床試験実施基準）、電気製品、電気通信周辺機器という4つの分野をカバーする相互承認協定（MRA）を締結した。この協定は今や、それぞれの分野において製品承認に責任をもつ当局によって実施されなければならない。

提言：EBCは日本政府に対し、できるだけ早急にMRAを実施するよう要望する。実施が所期の結果を達成したことを確認するために、このプロセスの成果は厳密に監視されるべきである。

- **調達** 電気通信機器に関する日本の民間部門市場へのアクセスはここ数年目覚しく改善している。日本における電気通信機器の断然最大の購入者であるNTTグループは、1999年の再編以後、外国製品の調達を飛躍的に増加させている。しかしながら公共部門でのビジネスチャンスは依然停滞気味である。

提言：EBCは日本政府に対し、競争中立的に電気通信機器を調達するよう要望する。

日本の電気通信機器市場

日本の電気通信機器市場は、近年劇的な変貌を遂げている。これは一つには、日本の電気通信業界に変革をもたらした構造改革に起因する。また一つには、世界中の情報技術分野で起きているグローバル化と絶え間ない発展に伴うものである。

国内政策の変化の結果、日本の電気通信市場における競争要因により大きな重点が置かれるようになった。NTTは1999年に分割され、他のサービス・プロバイダにより多くの市場競争機会が与えられた。競争は、伝統的な供給業者関係よりむしろ、技術革新と競争的費用に基づいて電気通信技術を調達しようとする日本企業のインセンティブを高めた。これは、それぞれの分野の世界的リーダーが多数を占める欧州電気通信機器メーカーにとって、日本におけるビジネス・チャンス拡大をもたらしている。

日本政府は先頃、2005年までに日本を世界最先端のIT国家にすることを目標に、日本における情報通信技術基盤の改善を目指す国家的「IT戦略」に着手した。EBCはこうした努力を大いに支持するとともに、これが将来永く成長の原動力をもたらすことになるとみている。

規格の整合化

同時に、EBCは日本政府に対し、IT政策の実施に際し、グローバル化へと向かう目下のトレンドを尊重するよう要望する。EBCは、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチを大いに支持するとともに、日本政府にもこうした構想を支援する兆しがあることを心強く思う。日本政府は、近年、いくつかの重要な規格策定プロセスを民間部門に委譲しており、EBCは、こうした審議への外国の参加が歓迎されていることを喜ばしく思う。

EBCは、電気通信端末機器に関するEUと日本の間の相互承認協定案が調印をみたことにも大いに満足しており、これを、電気通信機器分野におけるあらゆる不必要な製品承認重複を排除するという最終目標へ向けての重要な最初の一步とみている。EBCはEU、日本双方に対し、この協定を可及的速やかに実施するよう要望する。

EBCは、日本における電気通信機器の適合評価プロセスに供給者適合宣言（SDoC）を導入する可能性も検討するよう日本政府に提言する。EUではSDoCがすでに導入されており、メーカーは急速に発展する電気通信市場に新製品を迅速に導入しやすくなっている。EBCは、日本でのSDoC採用が製品承認プロセスの整合化にいつそう寄与し、メーカーだけでなく消費者の利益にもつながるとみている。

調達慣行

特定のプロジェクトに関しての、細分化した資格審査手続、単独の調達先、選択的に開示される仕様は、外国企業が日本の官公庁に電気通信機器を供給することを妨げてきた。EBCは日本政府に対し、外国製電気通信機器の公共部門調達が民間部門と歩調を合わせたものとなるよう、情報開示、入札基準／性能仕様、資格審査手続、公開入札手続といった方面のさらなる改善を図ることを要望する。

補遺

Special Sponsors
Sponsors
EBC Executive Operating Board
EBC Committees
National Chambers

Special Sponsors

Arianespace

Atlas Copco

Aventis Pharma

Barclays Group

BNP Paribas Securities (Japan)

Ciba Specialty Chemicals

DaimlerChrysler Japan Holding Ltd.

Degussa Japan

ING Baring Securities (Japan)

Special Sponsors

Janssen-Kyowa

Nippon Boehringer Ingelheim

PCA Life Insurance

Philips Japan

Radiometer

Royal & Sun Alliance Insurance Group

Solvay Seiyaku

Swissair

Sponsors

Adcore Japan
Baring Asset Management Japan
Clarins
Commerzbank
Correns Corporation
Dade Behring
Deutsche Telekom
Elkem Japan
Fournier Japan
Glaxo Smith Kline
Hapag-Lloyd Japan
Loyens & Loeff
Maersk
Nihon Servier
Novartis Pharma
P&O Nedlloyd (Japan)
Pierre Fabre Japon
Rhodia Japan
Rolls-Royce International
Siemens
Siemens-Asahi Medical Technologies
SWEDBANK
Telekurs (Japan) Ltd.
TÜV Rheinland Japan
Volvo Cars Japan

European Business Community

Executive Operating Board

Chairman

Ms. Isabelle Hupperts (Belgium/Luxembourg)

European Business Community
Kuwasawa Bldg. 2F, 6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 3263-6222; Fax: 3263-6223

Vice-Chairmen

Mr. Rainer Zoubek (Austria)

Chief Representative, Vienna Representative Office
1-11 Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011
Tel: 3501-5552; Fax: 3501-8016

Mr. Fabrizio Fanesi (Italy)

Representative, GD Jidokikai K.K.
Shuwa Kioicho TBR Bldg. 902, 5-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 3263-5160; Fax: 3263-5430

Mr. Ian Carroll (Britain)

Group Manager for Japan
Royal & Sun Alliance Insurance Group
North Tower, 1-11-1 Kaigan, Minato-ku,
Tokyo 105-0022
Tel: 5777-8350; Fax: 3432-5482

Mr. Wolter Veenhoven (Netherlands)

President, Royal Ten Cate
3-44-20 Sanno, Ohta-ku,
Tokyo 143-0023
Tel: 5709-5975; Fax: 5709-5984

Mr. Vagn Heiberg (Denmark)

President & Representative Director, Coloplast K.K.
YS Bldg. 4F, 2-11-16 Shiba Daimon, Minato-ku,
Tokyo 105-0012
Tel: 3459-6641; Fax: 3459-6640

Mr. Jan Vilhelm Koren (Norway)

Senior Principal Surveyor, Det Norske Veritas
Nisseki Yokohama Bldg. 8F, 1-1-8 Sakuragi-cho
Naka-ku, Yokohama, Kanagawa 213-0062
Tel: 045-683-1477; Fax: 045-683-1061

Mr. Erik Ullner (Finland)

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
Homat Kaya 501, 20-13 Ichibancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0082
Tel: 3512-0435; Fax: 3512-0436

Mr. Tommy Kullberg (Sweden)

President, Sweden Food & Forestry K.K.
Suruga Roppongi Bldg., 2F, 4-2-14 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 3560-3170; Fax: 3560-3169

Mr. Jean-Francois Thomas (France)

President, France Telecom Japan Co., Ltd.
Keio Shinjuku Oiwake Bldg. 9F, 3-1-13 Shinjuku,
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0022
Tel: 5312-8555; Fax: 5312-8550

Mr. Andre Zimmermann (Switzerland)

Representative Director, Telekurs (Japan) Ltd.
Kakigara-cho F Bldg. 5F
1-28-5 Nihonbashi Kakigara-cho
Chuo-ku Tokyo 103-0014
Tel: 3808-2271; Fax: 3808-2274

Mr. Dieter Pfeiffer (Germany)

President, Degussa Japan Co., Ltd.
Shinjuku Monolith 12F, 2-3-1 Nishi-Shinjuku
Shinjuku-ku, Tokyo 163-0938
Tel: 5323-7302; Fax: 5323-7395

European Business Community

Committees

Aeronautics, Space & Defence

Chair: Mr. Ramon Terrones
Vice President Strategic Growth
Airbus Industrie
Tokyo Kaijo Bldg. Shinkan 5F
1-2-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Tel: 5220-0245; Fax: 5220-0253

Airlines

Chair: Mr. Jean-Philippe Benoit
General Manager, Japan
Swissair
410 Hibiya Park Bldg.
1-8-1 Yurakucho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006
Tel: 3212-1011; Fax: 3212-4802

Animal Health

Chair: Dr. Michel Lachaussee
President
Merial Japan Ltd.
Inoue Akasaka Bldg. 7F
1-6-8 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 3585-6584; Fax: 3586-3076

Asset Management

Chair: Mr. Kimisato Nagamine
Chairman
Baring Asset Management (Japan) Ltd.
12F Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6166
Tel: 3501-6245; Fax: 3501-8286

Automobiles

Chair: Mr. Richard G. Murray
President
Peugeot Japan Co., Ltd.
F Nissei Ebisu Bldg. 4F
3-16-3 Higashi, Shibuya-ku, Tokyo 150-0011
Tel: 5468-1333; Fax: 5468-1323

Automotive Components

Chair: Mr. Nikolaus Boltze
Representative Director
Behr Japan K.K.
5-2-1 Togoshi, Shinagawa-ku
Tokyo 142-0041
Tel: 5749-2081; Fax: 5749-2083

Banking

Chair: Mr. Francois de Belsunce
General Manager
Commerzbank AG, Tokyo Branch
Nippon Press Center Bldg. 4F
2-2-1 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011
Tel: 3502-4371; Fax: 3502-4411

Construction

Chair: Mr. Arthur Hawtin
Director, Currie & Brown (Japan) Ltd.
7F, TM Hiroo Bldg.
1-9-20 Hiroo, Shibuya-ku,
Tokyo 150-0012
Tel: 3442-6642; Fax: 3442-1958

Cosmetics

Chair: Mr. Lionel Requillart
Vice-President and Representative Director
Pierre Fabre Japon Co., Ltd.
6-8-8 Akasaka, Minato-ku
Tokyo 107-0052
Tel: 3589-3631; Fax: 3589-3820

Cut Flowers

Chair: Mr. Jos van der Valk
Managing Director
Greenwing Japan Inc.
Ena Azabudai Bldg. 1-9-19, Azabudai
Minato-ku; Tokyo 106-0041
Tel: 3560-7413; Fax: 3560-7416

E-Commerce

Chair: Mr. Jim Pitchford
Executive Director, Internet Business
Cable & Wireless IDC Inc.
Ariake Center Bldg. 3-1-15 Ariake
Koto-ku, Tokyo 135-8650
Tel: 3570-7582; Fax: 3570-7699

Environmental Technology

Chair: Mr. Holger Wittich
President
JBS Inc.
1-51-3-501 Higashi Nakano
Nakano-ku, Tokyo 164-0003
Tel: 3363-7581; Fax: 3363-7582

Food

Chair currently vacant

Insurance

Chair: Mr. Daniel Reichlin
Deputy Head of Non-Life
Swiss Re Services Co.
Otemachi First Square Bldg. 9F
1-5-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004
Tel: 3272-2877; Fax: 3271-0990

European Business Community

Committees

Legal Services

Chair: Mr. Michael Hancock
Partner
Lovell White Durrant
Joware Hanzomon 7F
2-19 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0092
Tel: 3221-8511; Fax: 3221-8560

Liquor

Chair: Mr. Michael Sainsbury
President & Representative Director
Maxxium Japan K.K.
40 Mori Bldg. 3F
5-13-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 5401-6260; Fax: 5472-0511

Materials

Chair: Mr. Arnaud Tissidre
Representative in Japan
Eramet Japan
Sawa Bldg. 4F, 2-2-2 Nishi-Shinbashi
Minato-ku, Tokyo, 105-0003
Tel: 3503-3700; Fax: 3503-3733

Medical Diagnostics

Chair: Mr. Hiroshi Uchida
Chairman
Dade Behring Ltd.
Nakanosakue Sunbright Twin 11F
2-46-1 Honcho, Nakano-ku, Tokyo 164-8603
Tel: 5365-8212; Fax: 5365-8230

Medical Equipment

Chair: Mr. Peter Schano
President
Radiometer K.K.
Nishi-Shinbashi Tokyu Bldg.
3-16-11 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105-0003
Tel: 5777-3505; Fax: 5777-3501

Patents, Trademarks & Licenses

Chair: Mr. Laurent Dubois
Laurent Dubois Foreign Law Office
37 Mori Bldg. 8F, 3-5-1, Toranomom
Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 5472-2372; Fax: 5472-2375

Pharmaceuticals

Chair: Mr. Peter Loescher
Chairman & President (CEO)
Aventis Pharma Ltd.
2-17-51 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-8465
Tel: 5571-6301; Fax: 5571-6201

Securities

Mr. Andre Zimmermann
Representative Director, Telekurs (Japan) Ltd.
Kakigara-cho F Bldg. 5F
1-28-5 Nihonbashi Kakigara-cho
Chuo-ku Tokyo 103-0014
Tel: 3808-2271; Fax: 3808-2274

Shipping

Chair: Mr. H. van Noord
Chief Executive Officer
P&O Nedlloyd (Japan) K.K.
Omori Bellport D-Wing, 13F
6-26-3 Minami-Ohi, Shinagawa-ku, Tokyo 140-8554
Tel: 5764-0351; Fax: 5764-0399

Tax

Acting Chair: Mr. Pieter Stalman
Partner
Loyens & Loeff
Feliz Bldg. 6F, 2-3-14 Kajicho, ,
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0044
Tel: 3258-8110; Fax: 3258-8115

Telecommunications Carriers

Chair: Ms. Lisa Suits
Vice President, Public Policy
Cable & Wireless IDC Inc. (Japan)
CS Tower Bldg., 18F, 5-20-8 Asakusabashi
Taito-ku, Tokyo 111-8061
Tel: 5820-5010, Fax: 5820-5510

Telecommunications Equipment

Chair: Mr. Yoshio Honda
Senior Manager, Radio Access Systems
Nippon Ericsson K.K.
Koraku Mori Bldg. 9F.
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004
Tel: 3830-2343; Fax: 3830-2310

National Chambers

Austria – ABC

President

Mr. Horst Mueller
Advisor, Hoerbiger Nippon KK
87-4 Honjo, Narita City, Chiba 286-0114
Tel: 0476-35-4011; Fax: 0476-33-0833

Representative

Mr. Wolfgang Penzias, Austrian Trade Commissioner,
Commercial Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku, Tokyo 106-0046
Tel: 3403-1777; Fax: 3403-3407

Belgium/Luxembourg – BLCCJ

President

Mr. Vincent Pairet
President, Inergy Automotive Systems K.K.
Omi Bldg. 4F, 3-19-1 Shibuya
Shibuya-ku, Tokyo 150-0002
Tel: 5766-5801; Fax: 5766-5802

Senior Representative

Ms. Valerie Aughuet
Ichibancho Central Bldg, 802, 22-1 Ichibancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0082
Tel: 3237-9281; Fax: 3237-9282

Britain – BCCJ

President

Mr. Patrick Carroll
President, Airbus Industries
Tokyo Kaijo Bldg. Shinkan 5F
1-2-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Tel: 5220-0241; Fax: 5220-0253

Executive Director

Mr. Ian De Stains
Kenkyusha Eigo Centre Bldg., 3F,
1-2 Kagurazaka, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0825
Tel: 3267-1901; Fax: 3267-1903

Denmark – DCCJ

President

Mr. Jorgen H. Madsen
General Manager, Maersk K.K.
Kioicho Bldg., 7F, 3-12 Kioicho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094
Tel: 5213-2111; Fax: 5213-2131

Executive Director

Mr. Claus Plougmand
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho, Shibuya-ku,
Tokyo 150-0033
Tel: 3780-8729; Fax: 3476-4234

Finland – FCCJ

President

Mr. Timo Varhama
President, Nippon Finnpap Ltd.
Akasaka Lions Bldg.
1-1-2 Moto-Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0051
Tel: 3405-4152; Fax: 3405-8716

Representative

Mr. Clas G. Bystedt
Setagaya Tsurumaki Heim 203
2-33-20 Tsurumaki
Setagaya-ku, Tokyo 154-0016
Tel: 5450-7207; Fax: 5450-7208

National Chambers

France – CCIFJ

President

Mr. Richard Collasse
President, Chanel K.K.
Yebisu Garden Place Tower 33F
4-20-3 Ebisu, Minato-ku, Tokyo 150-6033
Tel: 5421-7522 ; Fax: 5421-7534

Executive Director

Mr. Luc Drevet
Ida Bldg., 5-5 Rokubancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 3288-9621; Fax: 3288-9558

Germany – GCCJ

President

Mr. Ralf Wilde
President, TÜV Rheinland Japan Ltd.
Shin Yokohama Daini Center Bldg. 9F
3-19-5 Shin Yokohama, Kohoku-ku
Yokohama 222-0033
Tel: 045-470-1903; Fax: 045-473-5221

Executive Director

Mr. Manfred Dransfeld
Sanbancho KS Bldg. 5F
Sanbancho, 2 Banchi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 5276-9811; Fax: 5276-8733

Ireland – Enterprise Ireland/EI

Director

Mr. Declan Collins
Enterprise Ireland
Ireland House 1F,
2-10-7 Kojimachi,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 3263-0611; Fax: 3263-0614

Italy – ICCJ

President

Mr. Adriano Villa
Asahi Law Office
New ATT Bldg., 2-11-7 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 3505-0003; Fax: 3505-1333

Executive Secretary General

Mr. Alessandro Borelli
Enokizaka Bldg. 3F
1-12-12 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 3560-1100; Fax: 3560-1105

The Netherlands – NCCJ

President

Mr. W.O. Jalink
Representative Director, Heineken Japan K.K.
Kirin Harajuku Bldg.
6-26-1 Jingumae, Shibuya-ku, Tokyo 150-0001
Tel: 3499-7411; Fax: 3499-7410

Chamber Secretary

Ms. Minke Greenwood
Kamiyacho Mori Bldg. 14F
4-3-20 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 5404-3827; Fax: 5404-3401

National Chambers

Norway – NBF

President

Mr. Emil Ekker
President, Laerdal Medical Japan K.K.
10F Park West Bldg., 6-12-1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-
ku, Tokyo 160-0023
Tel: 3346-1861; Fax: 3346-1862

Representative

Mr. Henning P. Hummervoll
Norwegian Trade and Technology Office
Royal Norwegian Embassy
5-12-2 Minami Azabu, Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 5475-5461; Fax: 3440-2620

Sweden – SCCJ

President

Mr. Robert Stenram
Executive Vice President
Head, Tokyo Representative Office, Swedbank
Shibakoen Mori Bdg. 32, 3-4-30 Shibakoen
Minato-ku, Tokyo 105-0011
Tel: 5777-2081; Fax: 5777-2084

General Manager

Ms. Taiko Nakazato
Kioicho Fukudaya Bldg.
6-12 Kioicho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094
Tel : 5211-2101; Fax: 5211-2102

Switzerland – SCCIJ

President

Mr. Philippe Neeser
General Counsel, Director
Ciba Specialty Chemicals K.K.
10-66 Miyuki-cho, Takarazuka 665-0042
Tel: 0797-73-9030; Fax: 0797-73-9025

Executive Director

Ms. Kiyoko Harris
Toranomom No2 WAIKO Bldg. 3F,
5-2-6 Toranomom
Minato-ku, Tokyo 105-0005
Tel: 5408-7569; Fax: 3433-6066